

(別紙)
平成 13 年 7 月 5 日付課法 3－57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。
(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後														改 正 前																																																			
(6 異動届出書)																												(6 異動届出書)																																					
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 次の事項について異動したので届け出ます。														※整理番号 ※連絡/メール電話番号														税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 次の事項について異動したので届け出ます。														※整理番号 ※連絡/メール電話番号																							
提出法人 ☐☐☐☐☐ 単体法人 連結親法人 連結子法人 連結親法人となる法人 連結子法人となる法人				(フリガナ)				法人等の名称 〒 電話 () - 〒 代表者氏名 代表者住所						(フリガナ)				本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話 () - 〒 代表者氏名 代表者住所						(フリガナ)				本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話 () - 〒 代表者氏名 代表者住所						(フリガナ)				本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話 () - 〒 代表者氏名 代表者住所						(フリガナ)				本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話 () - 〒 代表者氏名 代表者住所																	
				法人等の名称										納税地										代表者氏名										代表者住所										法人等の名称										納税地				代表者氏名				代表者住所			
異動のあった ☐ 連結子法人 ☐ 連結親法人 ☐ 連結子法人となる法人 ☐ 連結親法人となる法人				(フリガナ)				法人名等 〒 電話 () - 〒 代表者氏名 代表者住所						(フリガナ)				本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話 () - 〒 代表者氏名 代表者住所						(フリガナ)				本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話 () - 〒 代表者氏名 代表者住所						(フリガナ)				本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話 () - 〒 代表者氏名 代表者住所																											
				納税地										代表者氏名										代表者住所										納税地										代表者氏名				代表者住所																	
異動事項等				異動前				異動後				異動年月日 (登記年月日)				異動事項等				異動前				異動後				異動年月日 (登記年月日)																																					
所轄税務署				税務署				税務署								所轄税務署				税務署				税務署																																									
				給与支払事務所等の移転の有無 ☐ 有 ☐ 無 (名称等変更有) ☐ 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。																																																													
事業年度を変更した場合				変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日～(至)平成 年 月 日												事業年度を変更した場合				変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日～(至)平成 年 月 日																																													
				合併、分割の場合 合併 ☐ 適格合併 ☐ 非適格合併 分割 ☐ 分割型分割 ☐ 適格 ☐ その他 ☐ 分社型分割 ☐ 適格 ☐ その他 (備考)																																																													
税理士署名押印																税理士署名押印																																																	
※税務署処理欄														部門		決算期		業種番号		入力		名簿		※税務署処理欄														部門		決算期		業種番号		入力		名簿																			

26. 06 改正

24. 06 改正

(規格 A 4)

(規格 A 4)

(1204)

(6 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出る際に使用してください。

(注) 法人の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません（「法人課税信託の受託者となった旨の届出書」についても同様です。）。

2 この届出書は次の提出先にそれぞれ1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

(1) 納税地の異動があった場合（提出法人：納税地を異動した法人）

異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長

(2) 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合（提出法人：連結親法人）

① 連結親法人の納税地の所轄税務署長

② 異動のあった連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長

③ 異動のあった連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長

(注) 上記①～③の全てに提出していただくことになります。

(3) 上記(1)及び(2)以外の異動があった場合（提出法人：異動のあった法人）

異動のあった法人の納税地（連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する口にし印を付すとともに、当該提出法人の「法人等の名称」、「納税地」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。なお、提出法人が法人課税信託の受託者である場合には、「法人等の名称」欄に法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。また、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) 「異動のあった口連結子法人等」欄には、次の場合に応じて該当する口にし印を付すとともに、当該法人の「法人名等」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

① 提出法人が連結親法人（又は連結親法人となる法人）の場合は、異動のあった連結子法人（又は連結子法人となる法人）の口にし印を付してください。

② 提出法人が連結子法人（又は連結子法人となる法人）の場合は、異動のあった法人に係る連結親法人（又は連結親法人となる法人）の口にし印を付してください。

(3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
本店又は主たる事務所の所在地(連結子法人)	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○	2 6 ・ 0 ・ 0
連結法人の場合、異動事項等の該当する法人の親・子関係を記載		異動内容を記載	（転出）法務局の本店移転登記の日を記載

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
吸収合併	被合併法人(株) ●●● (△△市□□町)	合併法人(株) ○○○ (△△市××町)	（合併期日） 2 6 ・ 0 ・ 0
被合併法人の名称及び本店所在地(合併前)を記載		合併法人の名称及び本店所在地を記載	合併契約書において合併の効力発生日と定めの日を記載

(注) 1 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの口にし印を付してください。

(4) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁の認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(備考)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。

(注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、③及び④以外のもので行政庁の認可を受けているものを「普通法人」とし、行政庁の認定又は認可を受ける前の社団法人又は財団法人を「特別民法法人」としてください。

(5) 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。

(6) 「納税地を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当する口にし印を付してください。給与支払事務所等の移転がなかったにもかかわらず、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」にし印を付してください。

また、「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。

(7) 「合併、分割の場合」欄には、該当する口にし印を付してください。なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も口にし印を付してください。また、信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください。

(9) 「※」欄は、記載しなくてもかまいません。

4 異動事項の内容確認のため、登記事項証明書、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第29条の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(6 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出る際に使用してください。

(注) 法人の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません（「法人課税信託の受託者となった旨の届出書」についても同様です。）。

2 この届出書は次の提出先にそれぞれ1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

(1) 納税地の異動があった場合（提出法人：納税地を異動した法人）

異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長

(2) 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合（提出法人：連結親法人）

① 連結親法人の納税地の所轄税務署長

② 異動のあった連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長

③ 異動のあった連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長

(注) 上記①～③の全てに提出していただくことになります。

(3) 上記(1)及び(2)以外の異動があった場合（提出法人：異動のあった法人）

異動のあった法人の納税地（連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する口にし印を付すとともに、当該提出法人の「法人等の名称」、「納税地」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。なお、提出法人が法人課税信託の受託者である場合には、「法人等の名称」欄に法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。また、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) 「異動のあった口連結子法人等」欄には、次の場合に応じて該当する口にし印を付すとともに、当該法人の「法人名等」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

① 提出法人が連結親法人（又は連結親法人となる法人）の場合は、異動のあった連結子法人（又は連結子法人となる法人）の口にし印を付してください。

② 提出法人が連結子法人（又は連結子法人となる法人）の場合は、異動のあった法人に係る連結親法人（又は連結親法人となる法人）の口にし印を付してください。

(3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
本店又は主たる事務所の所在地(連結子法人)	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○	1 9 ・ 0 ・ 0
連結法人の場合、異動事項等の該当する法人の親・子関係を記載		異動内容を記載	（転出）法務局の本店移転登記の日を記載

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
吸収合併	合併法人 轉 ○○○ (△△市××町)	合併法人 轉 ○○○ (△△市××町)	（合併期日） 1 9 ・ 0 ・ 0
合併法人の名称及び本店所在地を記載		合併契約書において合併の効力発生日と定めの日を記載	

(注) 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

ハ 新設合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動(登記)年月日
新設合併	新設合併設立法人 轉 ○○○ (○○市××町)	新設合併設立法人 轉 ○○○ (○○市××町)	1 9 ・ 0 ・ 0
新設合併設立法人の名称及び本店所在地を記載		新設合併設立法人の設立登記の日を記載	

(注) 1 新設分割型分割については「異動年月日」欄には、新設合併設立法人の設立登記の日を記載してください。

2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの口にし印を付してください。

(4) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁の認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(備考)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。

(注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、③及び④以外のもので行政庁の認可を受けているものを「普通法人」とし、行政庁の認定又は認可を受ける前の社団法人又は財団法人を「特別民法法人」としてください。

(5) 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。

(6) 「納税地を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当する口にし印を付してください。給与支払事務所等の移転がなかったにもかかわらず、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」にし印を付してください。

また、「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。

(7) 「合併、分割の場合」欄には、該当する口にし印を付してください。なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も口にし印を付してください。また、信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください。

(9) 「※」欄は、記載しなくてもかまいません。

4 異動事項の内容確認のため、登記事項証明書、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第29条の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(19) 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書（正本）

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	(正 本)	法 第	号		
		平成	年	月	日
	殿	税 務 署 長 財務事務官			
更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書					
貴法人から平成 年 月 日付でされた 自平成 年 月 日 (連結)事業年度 至平成 年 月 日 課 税 期 間 課税事業年度に係る 更正の請求については、調査した結果、下記理由により更正をすべき理由がないと認められるので通知します。					
記					
(理由)					
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。					

(規格 A 4)

26. 06 改正

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	殿	法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官
更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書		
貴法人から平成 年 月 日付でされた 自平成 年 月 日 (連結)事業年度 至平成 年 月 日 課税事業年度 に係る 課税期間		
更正の請求については、調査した結果、下記理由により更正をすべき理由がないと認められるので通知 します。		
記		
(理由)		
この通知に係る処分は、		
の職員の調査に基づいて行いました。		

(19) 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書（正本）

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	(正 本)	法第 号 平成 年 月 日
	殿	
		税 務 署 長 財務事務官 印
更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書		
貴法人から平成 年 月 日付でされた自平成 年 月 日（連結）事業年度に係る 至平成 年 月 日課税期間		
更正の請求については、調査した結果、下記理由により更正をすべき理由がないと認められるので通知 します。		
記		
(理由)		
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。		

（規格 A 4）

20. 06 改正

（法 1 1 0 2 - 2）

	(正 本)	法第	号
納 税 地		平成	年 月 日
法 人 名 等			
代 氏 表 者 名	殿		

税 務 署 長
 財務事務官

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた自平成 年 月 日 (連結)事業年度 に係る
 至平成 年 月 日 課 税 期 間

更正の請求については、調査した結果、下記理由により更正をすべき理由がないと認められるので通知
 します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後	改 正 前																				
(19 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書（正本）） 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書 1 使用目的 「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税の場合は「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 復興特別法人税の場合は、「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 消費税及び地方消費税の場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。</td></tr><tr><td>理 由</td><td>更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。</td></tr><tr><td>調査担当者の表示</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	項 目	内 容	本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税の場合は「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 復興特別法人税の場合は、「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 消費税及び地方消費税の場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。	理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。	調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	(19 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書（正本）） 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書 1 使用目的 「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」(法 1102-1、法 1102-2)は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。 2 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>本 文</td><td>提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象事業年度又は請求対象課税期間を記入し、当該請求書が、法人税の場合は「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「連結事業年度」の「連結」の文字を抹消する。消費税及び地方消費税の場合は「連結事業年度」の文字を抹消する。</td></tr><tr><td>理 由</td><td>更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。</td></tr><tr><td>調査担当者の表示</td><td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr><tr><td>教 示</td><td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr></table> 3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名	項 目	内 容	本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象事業年度又は請求対象課税期間を記入し、当該請求書が、法人税の場合は「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「連結事業年度」の「連結」の文字を抹消する。消費税及び地方消費税の場合は「連結事業年度」の文字を抹消する。	理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。	調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容																				
本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税の場合は「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 復興特別法人税の場合は、「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 消費税及び地方消費税の場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。																				
理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。																				
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				
項 目	内 容																				
本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象事業年度又は請求対象課税期間を記入し、当該請求書が、法人税の場合は「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「連結事業年度」の「連結」の文字を抹消する。消費税及び地方消費税の場合は「連結事業年度」の文字を抹消する。																				
理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。																				
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合（青色申告書に係る更正等） 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合（その他の処分） 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																				

改 正 後	改 正 前
(21 会社事業概況書) 出資関係図の添付について 1 出資関係図の添付 内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（<u>法人税法施行規則第35条第4号、同第37条の12第5号</u>）、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。 出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある<u>全ての</u>法人について記載していただくことになります。 (注) 1 完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係」(以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。) 又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます (法人税法第2条12の7の6号)。 2 連結確定申告書についても同様です。なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。 2 記載に当たっての留意事項 出資関係図の作成に当たっては、<u>次頁</u>の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。 (1) 決算期末時点における状況に基づいて記載します。 (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。 (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の<u>全ての</u>法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)。 (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の<u>所轄税務署、法人名、納税地、</u>代表者氏名、事業種目、資本金等の額、<u>決算期等</u>の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら<u>全ての</u>記載項目を記入することは困難ですから、<u>次頁</u>の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。	(21 会社事業概況書) 国税局 出資関係図の添付について 1 出資関係図の添付 内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（<u>法規 35 四、37 の 12 五</u>）、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。 <u>この</u>出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある<u>すべての</u>法人について記載していただくことになります。 (注1) 完全支配関係とは、①一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。) 又は②一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいいます（<u>法 2 十二 の 七 の 六</u>）。 (注2) 連結確定申告書についても同様です。なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。 2 記載に当たっての留意事項 出資関係図の作成に当たっては、<u>裏面</u>の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。 (1) <u>出資関係図</u>は、<u>決算期末時点</u>における状況に基づいて記載します。 (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。 (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の<u>すべての</u>法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。)。 (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の<u>法人名、納税地、所轄税務署、</u>代表者氏名、事業種目、資本金等の額、<u>決算期など</u>の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら<u>すべての</u>記載項目を記入することは困難ですから、<u>裏面</u>の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。 この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は、貴法人の納税地を管轄する税務署の税務署長です。

改 正 後				改 正 前																																																																																													
(21 会社事業概況書) 《 出資関係図の作成例 》 (1) 出資関係を系統的に記載した図 最上位の者 (親法人又は個人) 1 内国法人 (株) A 80% 2 内国法人 (株) B 100% 6 内国法人 (株) F 100% 3 内国法人 (株) C 30% 7 内国法人 (株) G 100% 4 外国法人 D有限公司 (中国) 100% 8 内国法人 (株) H 100% 5 内国法人 (株) E （凡例） 持分割合等 XX% Y 内国法人 一連 番号 法人名 外国法人の場合は所在地国 (注) 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。 (2) グループ一覧 平成XX年X月XX日現在 <table><thead><tr><th>一連 番号</th><th>所轄税 務署名</th><th>法人名</th><th>納 税 地</th><th>代表者 氏 名</th><th>事業種目</th><th>資本金等 (千円)</th><th>決 算 期</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>麹 町</td><td>㈱ A</td><td>千代田区大手町1-3-3</td><td>a</td><td>鉄鋼</td><td>314,158,750</td><td>3. 31</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>仙台北</td><td>㈱ B</td><td>仙台市青葉区本町3-3-1</td><td>b</td><td>機械修理</td><td>34,150,000</td><td>6. 30</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。 2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。				一連 番号	所轄税 務署名	法人名	納 税 地	代表者 氏 名	事業種目	資本金等 (千円)	決 算 期	備 考	1	麹 町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3. 31		2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30																				(21 会社事業概況書) 《 出資関係図の作成例 》 (1) 出資関係を系統的に記載した図 最上位の者 (親法人又は個人) 1 内国法人 (株) A 80% 2 内国法人 (株) B 100% 6 内国法人 (株) F 100% 3 内国法人 (株) C 30% 7 内国法人 (株) G 100% 4 外国法人 D有限公司 (中国) 100% 8 内国法人 (株) H 100% 5 内国法人 (株) E （凡例） 持分割合等 XX% Y 内国法人 一連 番号 法人名 外国法人の場合は所在地国 平成 XX 年 X 月 XX 日現在 80% 2 内国法人 (株) B 100% 6 内国法人 (株) F 20% 3 内国法人 (株) C 30% 7 内国法人 (株) G 100% 4 外国法人 D有限公司 (中国) 100% 8 内国法人 (株) H 100% 5 内国法人 (株) E (注) 1 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係があるすべての法人を記載してください。 2 グループ法人が外国法人である場合には、法人名の下にその所在地国を記載してください。 (2) グループ一覧 平成 XX 年 X 月 XX 日現在 <table><thead><tr><th>一連 番号</th><th>所轄税 務署名</th><th>法人名</th><th>納 税 地</th><th>代表者 氏 名</th><th>事業種目</th><th>資本金等 (千円)</th><th>決 算 期</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>麹 町</td><td>㈱ A</td><td>千代田区大手町1-3-3</td><td>a</td><td>鉄鋼</td><td>314,158,750</td><td>3. 31</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>仙台北</td><td>㈱ B</td><td>仙台市青葉区本町3-3-1</td><td>b</td><td>機械修理</td><td>34,150,000</td><td>6. 30</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。 2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。				一連 番号	所轄税 務署名	法人名	納 税 地	代表者 氏 名	事業種目	資本金等 (千円)	決 算 期	備 考	1	麹 町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3. 31		2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30																			
一連 番号	所轄税 務署名	法人名	納 税 地	代表者 氏 名	事業種目	資本金等 (千円)	決 算 期	備 考																																																																																									
1	麹 町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3. 31																																																																																										
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30																																																																																										
一連 番号	所轄税 務署名	法人名	納 税 地	代表者 氏 名	事業種目	資本金等 (千円)	決 算 期	備 考																																																																																									
1	麹 町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3. 31																																																																																										
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30																																																																																										

改 正 後			改 正 前																																																				
(22 法人事業概況説明書) 法人税確定申告書を提出する際には、「法人事業概況説明書」を添付してください。 税務署 法人事業概況説明書の書き方 1 はじめに (1) この「法人事業概況説明書の書き方」は、特に記載要領を明らかにしておく必要があると思われる項目のみを取りまとめたもので、記載事項の全てを説明しているものではありません。 記載に当たりなお不明の点がありましたら、税務署へお問い合わせください。 (2) 記載を了した法人事業概況説明書は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んでご提出ください。 2 一般的留意事項 次の事項に留意して、黒のボールペン等で丁寧に記載してください。 (1) □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1 枠内に 1 文字を、右詰めで記載してください。 なお、桁あふれが生ずる場合は、枠を無視して記載してください。 (2) 金額は、<u>千円単位（千円未満切捨て）</u>で記載してください（「取引金額」欄については、百万円単位（百万円未満切捨て）で、「源泉徴収税額」欄については、円単位で記載してください。）。 なお、千円未満（「取引金額」欄については、百万円未満）を切り捨てたことにより記載すべき金額がなくなった場合又ははもとと記載すべき金額がない場合には、空欄のままとしてください。 (3) 記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。 なお、「▲」は使用しないでください。 (4) 複数の項目から該当項目を選択する欄については、該当項目の□内の○印を実線でなぞる方法により表示してください。 3 記載要領 <table><tr><th colspan="2">欄</th><th colspan="2">記 載 要 領</th></tr><tr><td colspan="2">1 事業内容</td><td colspan="2">営む事業の内容を記載してください。 (注) 詳細は裏面「事業形態」欄に記載してください。</td></tr><tr><td rowspan="5">2 支店・海外取引状況</td><td rowspan="2">(1) 支店数</td><td>・総支店数</td><td>支店、営業所、出張所、工場、倉庫等の総数を記載するとともに、主要支店等の所在地を記載してください。</td></tr><tr><td>・主な所在地</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">・上記のうち 海外支店数 ・所在国 ・従業員数</td><td>総支店数のうち、海外に所在する<u>支店</u>の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外支店において勤務する従業員数を記載してください。</td><td></td></tr><tr><td>(2) 子会社</td><td>海外子会社の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外子会社に対する出資割合を記載してください（海外子会社が複数ある場合は、その出資割合が一番高いものを記載してください。）。</td><td></td></tr><tr><td>(3) 取引種類</td><td>海外取引の有無（海外取引がある場合は輸入又は輸出の区分）を□内に○印を付して表示するとともに、<u>貿易取引がある場合には、輸入及び輸出の区分ごとに主な相手国名及び取引商品名並びに取引金額を百万円単位で記載してください。</u> (注) 輸入及び輸出がいずれもある場合には、両方に○印を付してください。</td><td></td></tr><tr><td>(4) 貿易外取引</td><td>貿易外取引の有無を□内に○印を付して表示するとともに、貿易外取引がある場合には、手数料等の取引内容について□内に○印を付して表示してください。 なお、掲記の貿易外取引以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（ ）内に取引内容を記載してください。</td><td></td></tr></table>			欄		記 載 要 領		1 事業内容		営む事業の内容を記載してください。 (注) 詳細は裏面「事業形態」欄に記載してください。		2 支店・海外取引状況	(1) 支店数	・総支店数	支店、営業所、出張所、工場、倉庫等の総数を記載するとともに、主要支店等の所在地を記載してください。	・主な所在地		・上記のうち 海外支店数 ・所在国 ・従業員数	総支店数のうち、海外に所在する <u>支店</u> の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外支店において勤務する従業員数を記載してください。		(2) 子会社	海外子会社の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外子会社に対する出資割合を記載してください（海外子会社が複数ある場合は、その出資割合が一番高いものを記載してください。）。		(3) 取引種類	海外取引の有無（海外取引がある場合は輸入又は輸出の区分）を□内に○印を付して表示するとともに、 <u>貿易取引がある場合には、輸入及び輸出の区分ごとに主な相手国名及び取引商品名並びに取引金額を百万円単位で記載してください。</u> (注) 輸入及び輸出がいずれもある場合には、両方に○印を付してください。		(4) 貿易外取引	貿易外取引の有無を□内に○印を付して表示するとともに、貿易外取引がある場合には、手数料等の取引内容について□内に○印を付して表示してください。 なお、掲記の貿易外取引以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（ ）内に取引内容を記載してください。		(22 法人事業概況説明書) 法人税確定申告書を提出する際には、「法人事業概況説明書」を添付してください。 税務署 法人事業概況説明書の書き方 1 はじめに (1) この「法人事業概況説明書の書き方」は、特に記載要領を明らかにしておく必要があると思われる項目のみを取りまとめたもので、記載事項の全てを説明しているものではありません。 記載に当たりなお不明の点がありましたら、税務署へお問い合わせください。 (2) 記載を了した法人事業概況説明書は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んでご提出ください。 2 一般的留意事項 次の事項に留意して、黒のボールペン等で丁寧に記載してください。 (1) □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1 枠内に 1 文字を、右詰めで記載してください。 なお、桁あふれが生ずる場合は、枠を無視して記載してください。 (2) 金額は、<u>千円単位（千円未満切捨て）</u>で記載してください（「取引金額」欄については、百万円単位（百万円未満切捨て）で、「源泉徴収税額」欄については、円単位で記載してください。）。 なお、千円未満（「取引金額」欄については、百万円未満）を切り捨てたことにより記載すべき金額がなくなった場合又ははもとと記載すべき金額がない場合には、空欄のままとしてください。 (3) 記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。 なお、「▲」は使用しないでください。 (4) 複数の項目から該当項目を選択する欄については、該当項目の□内の○印を実線でなぞる方法により表示してください。 3 記載要領 <table><tr><th colspan="2">欄</th><th colspan="2">記 載 要 領</th></tr><tr><td colspan="2">1 事業内容</td><td colspan="2">営む事業の内容を記載してください。 (注) 詳細は裏面「事業形態」欄に記載してください。</td></tr><tr><td rowspan="5">2 支店・海外取引状況</td><td rowspan="2">(1) 支店数</td><td>・総支店数</td><td>支店、営業所、出張所、工場、倉庫等の総数を記載するとともに、主要支店等の所在地を記載してください。</td></tr><tr><td>・主な所在地</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">・上記のうち 海外支店数 ・所在国 ・従業員数</td><td>総支店数のうち、海外に所在する<u>もの</u>の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外支店において勤務する従業員数を記載してください。</td><td></td></tr><tr><td>(2) 子会社</td><td>海外子会社の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外子会社に対する出資割合を記載してください。（海外子会社が複数ある場合は、その出資割合が一番高いものを記載してください。）</td><td></td></tr><tr><td>(3) 取引種類</td><td>海外取引の有無（海外取引がある場合は輸入又は輸出の区分）を□内に○印を付して表示するとともに、輸入及び輸出の区分ごとに主な相手国名及び取引商品名並びに取引金額を<u>百万円単位</u>で記載してください。</td><td></td></tr><tr><td>(4) 貿易外取引</td><td>貿易外取引の有無を□内に○印を付して表示するとともに、貿易外取引がある場合には、手数料等の取引内容について□内に○印を付して表示してください。 なお、掲記の貿易外取引以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（ ）内に取引内容を記載してください。</td><td></td></tr></table>	欄		記 載 要 領		1 事業内容		営む事業の内容を記載してください。 (注) 詳細は裏面「事業形態」欄に記載してください。		2 支店・海外取引状況	(1) 支店数	・総支店数	支店、営業所、出張所、工場、倉庫等の総数を記載するとともに、主要支店等の所在地を記載してください。	・主な所在地		・上記のうち 海外支店数 ・所在国 ・従業員数	総支店数のうち、海外に所在する <u>もの</u> の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外支店において勤務する従業員数を記載してください。		(2) 子会社	海外子会社の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外子会社に対する出資割合を記載してください。（海外子会社が複数ある場合は、その出資割合が一番高いものを記載してください。）		(3) 取引種類	海外取引の有無（海外取引がある場合は輸入又は輸出の区分）を□内に○印を付して表示するとともに、輸入及び輸出の区分ごとに主な相手国名及び取引商品名並びに取引金額を <u>百万円単位</u> で記載してください。		(4) 貿易外取引	貿易外取引の有無を□内に○印を付して表示するとともに、貿易外取引がある場合には、手数料等の取引内容について□内に○印を付して表示してください。 なお、掲記の貿易外取引以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（ ）内に取引内容を記載してください。	
欄		記 載 要 領																																																					
1 事業内容		営む事業の内容を記載してください。 (注) 詳細は裏面「事業形態」欄に記載してください。																																																					
2 支店・海外取引状況	(1) 支店数	・総支店数	支店、営業所、出張所、工場、倉庫等の総数を記載するとともに、主要支店等の所在地を記載してください。																																																				
		・主な所在地																																																					
	・上記のうち 海外支店数 ・所在国 ・従業員数	総支店数のうち、海外に所在する <u>支店</u> の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外支店において勤務する従業員数を記載してください。																																																					
		(2) 子会社	海外子会社の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外子会社に対する出資割合を記載してください（海外子会社が複数ある場合は、その出資割合が一番高いものを記載してください。）。																																																				
		(3) 取引種類	海外取引の有無（海外取引がある場合は輸入又は輸出の区分）を□内に○印を付して表示するとともに、 <u>貿易取引がある場合には、輸入及び輸出の区分ごとに主な相手国名及び取引商品名並びに取引金額を百万円単位で記載してください。</u> (注) 輸入及び輸出がいずれもある場合には、両方に○印を付してください。																																																				
(4) 貿易外取引	貿易外取引の有無を□内に○印を付して表示するとともに、貿易外取引がある場合には、手数料等の取引内容について□内に○印を付して表示してください。 なお、掲記の貿易外取引以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（ ）内に取引内容を記載してください。																																																						
欄		記 載 要 領																																																					
1 事業内容		営む事業の内容を記載してください。 (注) 詳細は裏面「事業形態」欄に記載してください。																																																					
2 支店・海外取引状況	(1) 支店数	・総支店数	支店、営業所、出張所、工場、倉庫等の総数を記載するとともに、主要支店等の所在地を記載してください。																																																				
		・主な所在地																																																					
	・上記のうち 海外支店数 ・所在国 ・従業員数	総支店数のうち、海外に所在する <u>もの</u> の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外支店において勤務する従業員数を記載してください。																																																					
		(2) 子会社	海外子会社の数を記載するとともに、その主な所在国を記載してください。 また、海外子会社に対する出資割合を記載してください。（海外子会社が複数ある場合は、その出資割合が一番高いものを記載してください。）																																																				
		(3) 取引種類	海外取引の有無（海外取引がある場合は輸入又は輸出の区分）を□内に○印を付して表示するとともに、輸入及び輸出の区分ごとに主な相手国名及び取引商品名並びに取引金額を <u>百万円単位</u> で記載してください。																																																				
(4) 貿易外取引	貿易外取引の有無を□内に○印を付して表示するとともに、貿易外取引がある場合には、手数料等の取引内容について□内に○印を付して表示してください。 なお、掲記の貿易外取引以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、（ ）内に取引内容を記載してください。																																																						

改 正 後				改 正 前			
(22 法人事業概況説明書)				(22 法人事業概況説明書)			
欄		記 載 要 領		欄		記 載 要 領	
3 期末従事員等の状況	(1) 期末従事員の状況		常勤役員以下の空欄には該当の職種を記載するとともに、それぞれの人数を記載してください。 (職種の記載例) 工員、事務員、技術者、販売員、労務者、料理人、ホステス等	3 期末従事員等の状況	(1) 期末従事員の状況		常勤役員以下の空欄には該当の職種を記載するとともに、それぞれの人数を記載してください。 (職種の記載例) 工員、事務員、技術者、販売員、労務者、料理人、ホステス等
		・計のうち代表者家族数	期末従事員のうち代表者の家族の人数を記載してください。 (注) 同居、別居は問いません。			・計のうち代表者家族数	期末従事員のうち代表者の家族の人数を記載してください。 (注) 同居、別居は問いません。
4 電子計算機の利用状況	(1) 利用		電子計算機の利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) 電子計算機とは、パーソナルコンピュータ（パソコン）、タブレット端末、オフィスコンピュータ（オフコン）、ワークステーション、メインフレームなどのコンピュータをいいます。	4 電子計算機の利用状況	(1) 利用		電子計算機の利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) 電子計算機とは、パーソナルコンピュータ（パソコン）、タブレット端末、オフィスコンピュータ（オフコン）、ワークステーション、メインフレームなどのコンピュータをいう。
	(4) 適用業務		電子計算機の適用業務について、該当項目の□内に○印を表示してください。 なお、掲記の適用業務以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、() 内に適用業務を記載してください。 (注) 電子計算機の利用形態(自己所有、リース、外部委託)にかかわらず記載してください。		(4) 適用業務		電子計算機の適用業務について、該当項目の□内に○印を表示してください。 なお、掲記の適用業務以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、() 内に適用業務を記載してください。 (注) 電子計算機の利用形態（自己所有、リース、外部委託）にかかわらず記載してください。
	(5) 機種名		利用している電子計算機の機種の名称を記載するとともに、リースの場合にはそのリース料の月額を記載してください。		(5) 機種名		利用している電子計算機の機種の名称を記載するとともに、リースの場合にはそのリース料の月額を記載してください。
	(6) 市販会計ソフトの名称		市販会計ソフトを利用している場合にはその名称を記載してください。		(6) 市販会計ソフトの名称		市販会計ソフトを利用している場合にはその名称を記載してください。
	(7) 委託先		電子計算機の利用形態が外部委託である場合に、その委託先の名称等及び委託料の月額を記載してください。 (注) 電子計算機による処理業務以外の業務を併せて委託している場合で、その電子計算機による処理業務に係る委託料を区分できないときは、委託料月額の記載を省略して差し支えありません。		(7) 委託先		電子計算機の利用形態が外部委託である場合に、その委託先の名称等及び委託料の月額を記載してください。 (注) 電子計算機による処理業務以外の業務を併せて委託している場合で、その電子計算機による処理業務に係る委託料を区分できないときは、委託料月額の記載を省略して差し支えありません。
	(8) LAN		社内でLANを使用している場合について、該当項目の□内に○印を表示してください。		(8) LAN		社内でLANを使用している場合について、該当項目の□内に○印を表示してください。
	(9) 保存媒体		データの保存媒体について、該当項目の□内に○印を表示してください。 なお、掲記の保存媒体以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、() 内にその媒体を記載してください。		(9) 保存媒体		データの保存媒体について、該当項目の□内に○印を表示してください。 なお、掲記の保存媒体以外のものがある場合には、「その他」に○印を付すとともに、() 内にその媒体を記載してください。
	5 経理の状況	(1) 管理者			現金出納及び小切手振出しの管理責任者の氏名を記載するとともに、当該管理責任者と代表者との関係を該当項目の□内に○印を付して表示してください。	5 経理の状況	(1) 管理者
(3) 源泉徴収対象所得			当期の取り扱った源泉徴収の対象所得について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。	(3) 源泉徴収対象所得			当期の取り扱った源泉徴収の対象所得について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。
(4) 消費税		・経理	掲記の各項目の消費税の経理処理の方法を、それぞれの□内に○印を付して表示してください。	(4) 消費税	・経理		掲記の各項目の消費税の経理処理の方法を、それぞれの□内に○印を付して表示してください。
		・当期課税売上高	当期の消費税の課税売上高を千円単位で記載してください。		・当期課税売上高		当期の消費税の課税売上高を千円単位で記載してください。
6 株主又は株式所有異動の有無			自社の株主の異動又は株主間の持株数の異動の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。	6 株主又は株式所有異動の有無			自社の株主の異動又は株主間の持株数の異動の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。

改			正			後			改			正			前		
(22 法人事業概況説明書)									(22 法人事業概況説明書)								
欄			記 載 要 領						欄			記 載 要 領					
7 主要科目			基本的には決算額によりますが、申告調整（申告書別表四又は申告書別表五（一）での加減算）がある場合には、「交際費」を除き、その調整後の額を記載するほか、以下に留意してください。 なお、 <u>千円単位</u> で記載してください。 (1) 値引き、割戻し等がある場合の該当科目欄の記載は、それを控除した後の <u>額を記載</u> してください。 (2) 退職金は、掲記の人件費に関する各科目には含めないでください。 (3) 「労務費」欄には、福利厚生費等を除いた金額を記載してください。 (4) 「交際費」欄には、交際費等の支出額の合計額を記載してください。 (5) 「地代家賃・租税公課」欄は、支払地代家賃及び租税公課の合計額を記載してください。 (6) 「受取手形」、「売掛金」欄は、貸倒引当金の控除前の額を記載してください。 (7) 「受取手形」欄には、融通手形の額を含めないでください。 (8) 「建物」、「機械装置」、「車両・船舶」欄は、減価償却累計額控除後の額を記載してください。 (9) 「土地」欄には、借地権等の額を含めてください。 (10) 「支払手形」欄には、固定資産の購入に係るもので区分可能なもの及び融通手形を含めないでください。 (11) 「買掛金」欄には、原価性を有する未払金等を含めてください。 (12) 「個人借入金」欄には、銀行・信用金庫・信用組合からの借入金以外の借入金の合計額を記載してください。 (13) 「その他借入金」欄には、「個人借入金」欄に記載した以外の借入金の合計額を記載してください。 (14) 「資産の部合計」欄は、「負債の部合計」欄と「純資産の部合計」欄の計と一致するよう検算願います。 (注) 1 不動産賃貸業における原価性を有する支払地代家賃・リース料は、「原材料費（仕入高）」欄に含めてください。 2 運送業における原価性を有する燃料費は、「原材料費（仕入高）」欄に記載してください。 3 金融業・保険代理業における原価性を有する支払利息割引料は、「原材料費（仕入高）」欄に記載してください。 4 金融業・保険代理業における未収利息は「売掛金」欄に記載してください。 5 金融業・保険代理業における未払利息は「買掛金」欄に記載してください。						7 主要科目			基本的には決算額によりますが、申告調整（申告書別表四又は申告書別表五（一）での加減算）がある場合には、「交際費」を除き、その調整後の額を記載するほか、以下に留意してください。 なお、 <u>千円単位</u> で記載してください。 (1) 値引き、割戻し等がある場合の該当科目欄の記載は、それを控除した後の <u>額によ</u> ってください。 (2) 退職金は、掲記の人件費に関する各科目には含めないでください。 (3) 「労務費」欄には、福利厚生費等を除いた金額を記載してください。 (4) 「交際費」欄には、交際費等の支出額の合計額を記載してください。 (5) 「地代家賃・租税公課」欄は、支払地代家賃及び租税公課の合計額を記載してください。 (6) 「受取手形」「売掛金」欄は、貸倒引当金の控除前の額を記載してください。 (7) 「受取手形」欄には、融通手形の額を含めないでください。 (8) 「建物」「機械装置」「車両・船舶」欄は、減価償却累計額控除後の額を記載してください。 (9) 「土地」欄には、借地権等の額を含めてください。 (10) 「支払手形」欄には、固定資産の購入に係るもので区分可能なもの及び融通手形を含めないでください。 (11) 「買掛金」欄には、原価性を有する未払金等を含めてください。 (12) 「個人借入金」欄には、銀行・信用金庫・信用組合からの借入金以外の借入金の合計額を記載してください。 (13) 「その他借入金」欄には、「個人借入金」欄に記載した以外の借入金の合計額を記載してください。 (14) 「資産の部合計」欄は、「負債の部合計」欄と「純資産の部合計」欄の計と一致するよう検算願います。 (注) 1 不動産賃貸業における原価性を有する支払地代家賃・リース料は、「原材料費（仕入高）」欄に含めてください。 2 運送業における原価性を有する燃料費は、「原材料費（仕入高）」欄に記載してください。 3 金融業・保険代理業における原価性を有する支払利息割引料は、「原材料費（仕入高）」欄に記載してください。 4 金融業・保険代理業における未収利息は「売掛金」欄に記載してください。 5 金融業・保険代理業における未払利息は「買掛金」欄に記載してください。					
8 バ ン ク の 有 無 等 の ネ ッ ト	(1) インターネットバンキング	インターネットバンキングの利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) インターネットバンキングとは、インターネットを利用した金融機関の取引サービスをいいます。				8 バ ン ク の 有 無 等 の ネ ッ ト	(1) インターネットバンキング	インターネットバンキングの利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) インターネットバンキングとは、インターネットを利用した金融機関の取引サービスをいいます。									
	(2) ファームバンキング	ファームバンキングの利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) ファームバンキングとは、1対1の専用（通信）回線を利用した金融機関の取引サービスをいいます。					(2) ファームバンキング	ファームバンキングの利用の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) ファームバンキングとは、1対1の専用（通信）回線を利用した金融機関の取引サービスをいいます。									
9 役員又は役員報酬額の異動の有無			役員の異動又は役員報酬の異動の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。						9 役員又は役員報酬額の異動の有無			役員の異動又は役員報酬の異動の有無について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。					
10 代表者に対する報酬等の金額			同族会社の場合には、代表者に対する「報酬」、「貸借料」、「支払利息」、「貸付金」、「仮払金」及び代表者からの「借入金」、「仮受金」の額を <u>千円単位</u> で記載してください。						10 代表者に対する報酬等の金額			同族会社の場合には、代表者に対する「報酬」「貸借料」「支払利息」「貸付金」「仮払金」及び代表者からの「借入金」「仮受金」の額を <u>千円単位</u> で記載してください。					

改 正 後			改 正 前		
(22 法人事業概況説明書)			(22 法人事業概況説明書)		
	欄	記 載 要 領		欄	記 載 要 領
11 事業 形態	(1) 兼業の状況	2以上の種類の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、 <u>売上（収入）高</u> に占める兼業種目の売上高の割合を記載してください。	11 事業 形態	(1) 兼業の状況	2以上の種類の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、 <u>総売上（収入）</u> に占める兼業種目の売上高の割合を記載してください。
	(2) 事業内容の特異性	同業種の法人と比較してその事業内容が相違している事項を記載してください。		(2) 事業内容の特異性	同業種の法人と比較してその事業内容が相違している事項を記載してください。
	(3) 売上区分	<u>売上（収入）高</u> に占める現金売上及び掛売上の割合を記載してください。		(3) 売上区分	<u>総売上（収入）</u> に占める現金売上及び掛売上の割合を記載してください。
12	主な設備等の状況	事業の用に供している主な設備等の状況について、名称・用途・型・大きさ・台数・面積・部屋数等について以下を参照し、記載してください。 なお、申告書の内訳明細書等に記載がある事項については省略して差し支えありません。 (例) ○ 機械装置の状況には、名称・用途・大きさ・型・台数等について記載してください。 ○ 車両等の状況には、名称・用途・台数等について記載してください。 ○ 店舗等の状況には、店舗名・住所・延床面積・テーブル数・収容人員等について記載してください。 ○ 倉庫等の利用状況には、住所・延床面積・自社所有・賃貸等について記載してください。 ○ 客室等の状況には、広さ（畳）・部屋数・収容人員等について記載してください。 (注) 機械装置の用途は、製造（又は作業）の工程と関連させて記載してください。	12	主な設備等の状況	事業の用に供している主な設備等の状況について、名称・用途・型・大きさ・台数・面積・部屋数等について以下を参照し、記載してください。 なお、申告書の内訳明細書等に記載がある事項については省略して差し支えありません。 (例) ○ 機械装置の状況については、名称・用途・大きさ・型・台数等について記載してください。 ○ 車両等の状況については、名称・用途・台数等について記載してください。 ○ 店舗等の状況については、店舗名・住所・延床面積・テーブル数・収容人員等について記載してください。 ○ 倉庫等の利用状況については、住所・延床面積・自社所有・賃貸等について記載してください。 ○ 客室等の状況には、広さ（畳）・部屋数・収容人員等について記載してください。 (注) 機械装置の用途は、製造（又は作業）の工程と関連させて記載してください。
14	帳簿類の備付状況	作成している帳簿類について記載してください。 (記載例) 受注簿、発注簿、作業（生産）指示簿、作業（生産）日報、原材料受払簿、商品受払簿、レジシート、売上日計表、工事日報、工事台帳、出面帳、運転日報、注文書、外交員日報、客別売上明細表、出前帳、予約帳、部屋割表、取引台帳、営業日誌等。	14	帳簿類の備付状況	作成している帳簿類について記載してください。 (記載例) 受注簿、発注簿、作業（生産）指示簿、作業（生産）日報、原材料受払簿、商品受払簿、レジシート、売上日計表、工事日報、工事台帳、出面帳、運転日報、注文書、外交員日報、客別売上明細表、出前帳、予約帳、部屋割表、取引台帳、 <u>営業日誌など</u> 。
15	税理士の関与状況	税理士の関与の状況について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) 複数の税理士が関与している場合は、主な1名について記載してください。	15	税理士の関与状況	税理士の関与の状況について、該当項目の□内に○印を付して表示してください。 (注) 複数の税理士が関与している場合は、主な1名について記載してください。
16	加入組合等の状況	主な加入組合、団体等及び役職名等を記載してください。	16	加入組合等の状況	主な加入組合、団体等及び役職名等を記載してください。
17	月別の売上高等の状況	売上（収入）高、売上（収入）原価等の月別の状況を記載してください。 (注) 1 複数の売上（収入）がある場合には、その主なもの2つについて、原価とともに記載してください。 2 「源泉徴収税額」欄の右側の空欄には掲記以外の主要の科目の状況を記載してください。 3 「人件費」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給総額（役員に対するものを含む。）を記載してください。 4 「源泉徴収税額」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額について、源泉徴収して納付すべき税額（年末調整による過不足額の精算をした場合には、精算後の税額）を <u>円単位</u> で記載してください。 5 「従事員数」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給人員（役員を含む。）を記載してください。	17	月別の売上高等の状況	売上（収入）高、売上（収入）原価等の月別の状況を記載してください。 (注) 1 複数の売上（収入）がある場合には、その主なもの2つについて、原価とともに記載してください。 2 「源泉徴収税額」欄の右側の空欄には掲記以外の主要の科目の状況を記載してください。 3 「人件費」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給総額（役員に対するものを含む。）を記載してください。 4 「源泉徴収税額」欄には、「人件費」欄に記載した支給総額について、源泉徴収して納付すべき税額（年末調整による過不足額の精算をした場合には、精算後の税額）を <u>円単位</u> で記載してください。 5 「従事員数」欄には、その月の俸給・給与及び賞与の支給人員（役員を含む。）を記載してください。
18	当期の営業成績の概要	経営状況の変化によって特に影響のあった事項、経営方針の変更によって影響のあった事項などについて具体的に記載してください。 (注) 同様の内容を記載した別途の書類を作成している場合には、その書類を添付することにより、この欄の記載を省略して差し支えありません。	18	当期の営業成績の概要	経営状況の変化によって特に影響のあった事項、経営方針の変更によって影響のあった事項などについて具体的に記載してください。 (注) 同様の内容を記載した別途の書類を作成している場合には、その書類を添付することにより、この欄の記載を省略して差し支えありません。

改 正 後	改 正 前
(22 法人事業概況説明書) 出資関係図の添付について 1 出資関係図の添付 内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（<u>法人税法施行規則第35条第4号、同第37条の12第5号</u>）、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。 出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある<u>全ての</u>法人について記載していただくことになります。 (注) 1 完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係」(以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。)又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます(法人税法第2条12の7の6号)。 2 連結確定申告書についても同様です。なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。 2 記載に当たっての留意事項 出資関係図の作成に当たっては、<u>次頁</u>の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。 (1) 決算期末時点における状況に基づいて記載します。 (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者(法人又は個人)を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。 (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の<u>全ての</u>法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。) (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、<u>法人名、納税地</u>、代表者氏名、事業種目、資本金等の額、<u>決算期等</u>の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら<u>全ての</u>記載項目を記入することは困難ですから、<u>次頁</u>の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。	(22 法人事業概況説明書) 税務署 出資関係図の添付について 1 出資関係図の添付 内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（<u>法規 35 四、37 の 12 五</u>）、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。 <u>この出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係があるすべての</u>法人について記載していただくことになります。 (注1) 完全支配関係とは、①一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係(以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。)又は②一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいいます（<u>法 2 十二の七の六</u>）。 (注2) 連結確定申告書についても同様です。なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。 2 記載に当たっての留意事項 出資関係図の作成に当たっては、<u>裏面</u>の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。 (1) <u>出資関係図は</u>、決算期末時点における状況に基づいて記載します。 (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者(法人又は個人)を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。 (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の<u>すべての</u>法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。) (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の<u>法人名、納税地、所轄税務署</u>、代表者氏名、事業種目、資本金等の額、<u>決算期など</u>の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら<u>すべての</u>記載項目を記入することは困難ですから、<u>裏面</u>の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

改

正

後

(22 法人事業概況説明書)

《 出資関係図の作成例 》

(1) 出資関係を系統的に記載した図

最上位の者
(親法人又は個人)
1 内国法人
(株) A

80%
2 内国法人
(株) B
100%
6 内国法人
(株) F

100%
3 内国法人
(株) C
30%
7 内国法人
(株) G
70%

100%
4 外国法人
D有限公司
(中国)
100%
8 内国法人
(株) H

100%
5 内国法人
(株) E

（凡例）

持分割合等

・最上位の者の表示
内国法人か
外国法人かの別

XX%

Y 内国法人

一連
番号

法人名

外国法人の場合
は所在地国

(注) 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

平成XX年X月XX日現在

一連 番号	所轄税 務署名	法人名	納 税 地	代表者 氏 名	事業種目	資本金等 (千円)	決 算 期	備 考
1	麹 町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3. 31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30	

(注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。
2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

改

正

前

(22 法人事業概況説明書)

《 出資関係図の作成例 》

(1) 出資関係を系統的に記載した図

最上位の者
(親法人又は個人)
1 内国法人
(株) A

80%
2 内国法人
(株) B
100%
6 内国法人
(株) F

100%
3 内国法人
(株) C
30%
7 内国法人
(株) G
70%

100%
4 外国法人
D有限公司
(中国)
100%
8 内国法人
(株) H

100%
5 内国法人
(株) E

（凡例）

持分割合等

・最上位の者の表示
内国法人か
外国法人かの別

XX%

Y 内国法人

一連
番号

法人名

外国法人の場合
は所在地国

(注) 1 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係があるすべての法人を記載してください。
2 グループ法人が外国法人である場合には、法人名の下にその所在地国を記載してください。

(2) グループ一覧

平成XX年X月XX日現在

一連 番号	所轄税 務署名	法人名	納 税 地	代表者 氏 名	事業種目	資本金等 (千円)	決 算 期	備 考
1	麹 町	㈱ A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3. 31	
2	仙台北	㈱ B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6. 30	

(注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。
2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

改 正 後	改 正 前
(32 処分の理由書 <u>(正本)</u>)	(32 処分の理由書)
処分の理由 別紙	処分の理由
/	/

改 正 後	改 正 前																
(34 更正の理由書（消費税）（正本）)	(34 更正の理由書（消費税）（正本）)																
<table><tr><td colspan="2">(正 本)</td></tr><tr><td colspan="2">更 正 の 理 由</td></tr><tr><td colspan="2">貴法人の消費税及び地方消費税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr></table>	(正 本)		更 正 の 理 由		貴法人の消費税及び地方消費税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。				<table><tr><td colspan="2">(正 本)</td></tr><tr><td colspan="2">更 正 の 理 由</td></tr><tr><td colspan="2">貴法人の消費税及び地方消費税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。</td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></table>	(正 本)		更 正 の 理 由		貴法人の消費税及び地方消費税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。			
(正 本)																	
更 正 の 理 由																	
貴法人の消費税及び地方消費税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。																	
(正 本)																	
更 正 の 理 由																	
貴法人の消費税及び地方消費税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。																	
26. 06改正	24. 12																

改 正 後			改 正 前																						
(36 公示送達書) 公 示 送 達 書 平成 年 月 日 下記の書類は当税務署 部門に保管していますので、来署の上受領 してください。 税 務 署 長 財 務 事 務 官 ㊟ <table><tr><td rowspan="3">送達を受けるべき 法人又は源泉徴収 義務者</td><td>納 税 地</td><td></td></tr><tr><td>法 人 名 等 又 は 源泉徴収義務者名</td><td></td></tr><tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr><tr><td>送達する書類の 名 称</td><td colspan="2"></td></tr></table> (注意) 国税通則法第14条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過した ときに書類の送達があったものとみなされます。 26.06 改正 (規格 A 4)			送達を受けるべき 法人又は源泉徴収 義務者	納 税 地		法 人 名 等 又 は 源泉徴収義務者名		代 表 者 氏 名		送達する書類の 名 称			(37 公示送達書) 公 示 送 達 書 平成 年 月 日 下記の書類は当税務署 部門に保管していますので、来署の上受領 してください。 税 務 署 長 財 務 事 務 官 ㊟ <table><tr><td rowspan="3">送達を受けるべき 法人又は源泉徴収 義務者</td><td>納 税 地</td><td></td></tr><tr><td>法 人 名 等 又 は 源泉徴収義務者名</td><td></td></tr><tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr><tr><td>送達する書類の 名 称</td><td colspan="2"></td></tr></table> (注意) 国税通則法第14条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過した ときに書類の送達があったものとみなされます。 20・06 改正 (規格 A 4)			送達を受けるべき 法人又は源泉徴収 義務者	納 税 地		法 人 名 等 又 は 源泉徴収義務者名		代 表 者 氏 名		送達する書類の 名 称		
送達を受けるべき 法人又は源泉徴収 義務者	納 税 地																								
	法 人 名 等 又 は 源泉徴収義務者名																								
	代 表 者 氏 名																								
送達する書類の 名 称																									
送達を受けるべき 法人又は源泉徴収 義務者	納 税 地																								
	法 人 名 等 又 は 源泉徴収義務者名																								
	代 表 者 氏 名																								
送達する書類の 名 称																									

改 正 後	改 正 前																
(36 公示送達書) 公示送達書 1 使用目的 「公示送達書」は、国税通則法第 14 条の規定に基づいて、公示送達を行う場合に使用する。 2 作成部数等 この書類は、送達を受けるべき法人ごとに、かつ公示年月日の異なるごとに 2 部作成し、その 1 部を原義として、これに送付による送達があて先不明として返戻された書類ならびに法務局及び市町村役場等についての調査事績等を添付して決裁に回付する。 決裁終了後、他の 1 部を税務署の掲示場に掲示するため、総務課に回付する。 3 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>平成 年 月 日</td><td>公示をした日を記載する。</td></tr><tr><td>当税務署 部門</td><td>空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部 門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。</td></tr><tr><td>送 達 する 書 類 の 名 称</td><td>例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書…………… 1 通 自平成〇〇年〇月〇日 事業年度分の「法人税額等の更正通知書」…………… 1 通 ロ 至平成〇〇年〇月〇日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書…………… 1 通 ニ 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書…………… 1 通 のように記載する。</td></tr></table> 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が公示送達を行う場合には、公示送達書等の「法人名等又は源泉徴収義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	項 目	内 容	平成 年 月 日	公示をした日を記載する。	当税務署 部門	空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部 門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。	送 達 する 書 類 の 名 称	例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書…………… 1 通 自平成〇〇年〇月〇日 事業年度分の「法人税額等の更正通知書」…………… 1 通 ロ 至平成〇〇年〇月〇日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書…………… 1 通 ニ 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書…………… 1 通 のように記載する。	(37 公示送達書) 公示送達書 1 使用目的 「公示送達書」(法 1214) は、国税通則法第 14 条の規定に基づいて、公示送達を行う場合に使用する。 2 作成部数等 この書類は、送達を受けるべき法人ごとに、かつ公示年月日の異なるごとに 2 部作成し、その 1 部を原義として、これに送付による送達があて先不明として返戻された書類ならびに法務局及び市町村役場等についての調査事績等を添付して決裁に回付する。 決裁終了後、他の 1 部を税務署の掲示場に掲示するため、総務課に回付する。 3 記載要領 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>平成 年 月 日</td><td>公示をした日を記載する。</td></tr><tr><td>当税務署 部門</td><td>空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部 門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。</td></tr><tr><td>送 達 する 書 類 の 名 称</td><td>例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書…………… 1 通 自平成〇〇年〇月〇日 事業年度分の「法人税額等の更正通知書」…………… 1 通 ロ 至平成〇〇年〇月〇日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書…………… 1 通 (追 加) のように記載する。</td></tr></table> 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が公示送達を行う場合には、公示送達書等の「法人名等又は源泉徴収義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	項 目	内 容	平成 年 月 日	公示をした日を記載する。	当税務署 部門	空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部 門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。	送 達 する 書 類 の 名 称	例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書…………… 1 通 自平成〇〇年〇月〇日 事業年度分の「法人税額等の更正通知書」…………… 1 通 ロ 至平成〇〇年〇月〇日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書…………… 1 通 (追 加) のように記載する。
項 目	内 容																
平成 年 月 日	公示をした日を記載する。																
当税務署 部門	空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部 門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。																
送 達 する 書 類 の 名 称	例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書…………… 1 通 自平成〇〇年〇月〇日 事業年度分の「法人税額等の更正通知書」…………… 1 通 ロ 至平成〇〇年〇月〇日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書…………… 1 通 ニ 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書…………… 1 通 のように記載する。																
項 目	内 容																
平成 年 月 日	公示をした日を記載する。																
当税務署 部門	空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部 門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。																
送 達 する 書 類 の 名 称	例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書…………… 1 通 自平成〇〇年〇月〇日 事業年度分の「法人税額等の更正通知書」…………… 1 通 ロ 至平成〇〇年〇月〇日 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書…………… 1 通 (追 加) のように記載する。																

改 正 後										改 正 前																													
(52 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)																				(52 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)																			
税務署受付印 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書										税務署受付印 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書																													
平成 年 月 日 税務署長 殿										提出法人		(フリガナ)		整理番号																									
										□□□		法 人 の 名 称																											
										単連連		納 税 地		電 話 () ー																									
										体結結		本店又は主たる事務所の所在地																											
										法子親		(フリガナ)																											
										人法法		代表者の氏名		Ⓜ																									
										人 人		設 立 年 月 日		年 月 日																									
										資 本 金 の 額		円																											
										又は出資金の額																													
法人税法第2条第29号ハ(1)に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の4第3項の規定に基づき下記のとおり申請します。																				法人税法第2条第29号ハ(1)に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の4第3項の規定に基づき下記のとおり申請します。																			
記										記																													
① 法人が現に行っている事業の概要																																							
② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実にする旨										(イ) その引受けを行う信託に係る信託法第37条第1項に規定する書類又は電磁的記録及び同条第2項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。										□																			
										(ロ) (限定責任信託の場合)その引受けを行う信託に係る信託法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実に行う。										□																			
③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実にする旨										(イ) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。										□																			
										(ロ) 会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。										□																			
④ その他参考となるべき事項										添 付 書 類																													
										法令14条の4第1項第1号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類										)																			
税理士署名押印										Ⓜ																													
※税務署処理欄 部 門										入 力										整理簿 備考																			
26.06 改正																				19.12																			

改 正 後	改 正 前
(52 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書) 「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等 特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書をその納税地（連結子法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。 記 1 提出部数及び添付書類等 この申請書は、法令14条の4第1項第1号イからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して1通（調査課所管法人にあっては2通）を納税地の所轄税務署に提出してください。 2 各欄の記載方法 (1) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (2) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。 (3) 「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。 (4) 「② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実に行う旨」欄及び「③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨」欄については、各項の該当する口にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。 (5) 「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記3(1)のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。 (6) 法人の名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は記載しないでください。 3 留意事項 この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。 (1) 次のイからハに掲げるいずれかの法人に該当すること。 イ 信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第2条第4項に規定する管理型信託会社を除きます。） ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）の規定により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関 ハ 資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後1年を経過していないものを除きます。） (2) その引受けを行う信託に係る信託法（平成18年法律第108号）第37条第1項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同法第37条第2項又は同法第222条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。 (3) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠べいし、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。 (4) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。 (5) 清算中でないこと。 (注) (1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。 一 内国法人 設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日） イ 合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の引受けを行う事業を移転するものに限ります。） 当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日） ロ 分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日） ハ 被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日） (削 除) 二 外国法人 法人税法第141条第1号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当することとなった日	(52 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書) 「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等 特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書をその納税地（連結子法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。 記 1 提出部数及び添付書類等 この申請書は、法令14条の4第1項第1号イからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して1通（調査課所管法人にあっては2通）を納税地の所轄税務署に提出してください。 2 各欄の記載方法 (1) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (2) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。 (3) 「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。 (4) 「② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実に行う旨」欄及び「③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨」欄については、各項の該当する口にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。 (5) 「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記3(1)のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。 (6) 法人の名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は記載しないでください。 3 留意事項 この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。 (1) 次のイからハに掲げるいずれかの法人に該当すること。 イ 信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第2条第4項に規定する管理型信託会社を除きます。） ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）の規定により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関 ハ 資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後1年を経過していないものを除きます。） (2) その引受けを行う信託に係る信託法（平成18年法律第108号）第37条第1項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同法第37条第2項又は同法第222条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。 (3) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠べいし、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。 (4) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。 (5) 清算中でないこと。 (注) (1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。 一 内国法人 設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日） イ 合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日） ロ 分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日） ハ 被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日） ニ 被事後設立法人（その事後設立（法2条第12号の6に規定する事後設立をいいます。ニにおいて同じ。）により事後設立法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 各事後設立法人（その事後設立によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。）の設立の日のうち最も早い日 二 外国法人 法人税法第141条第1号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当することとなった日

改 正 後		改 正 前																																				
(106 特別修繕費の金額の変更通知書)		(106 特別修繕費の金額の変更通知書)																																				
納税地 法人名等 代表者名 殿 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 ㊟ 特 別 修 繕 費 の 金 額 の 変 更 通 知 書 平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる修繕費の金額の認定については、租税特別措置法施行令第 33 条の 6 第 11 項又は同令第 39 条の 85 第 11 項の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、修繕費の金額を下記のとおり変更します。 変更後の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。 記 <table><tr><td colspan="2">変更の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">変 更 の 対 象</td><td rowspan="2">変 更 後 の 金 額</td></tr><tr><td colspan="2">資 産 の 種 類 又 は 名 称</td></tr><tr><td>修 繕 費 の 金 額</td><td colspan="2"></td><td>円</td></tr><tr><td colspan="4">(処分の理由)</td></tr></table> この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		区 分	変 更 の 対 象		変 更 後 の 金 額	資 産 の 種 類 又 は 名 称		修 繕 費 の 金 額			円	(処分の理由)				納税地 法人名等 代表者名 殿 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 ㊟ 特 別 修 繕 費 の 金 額 の 変 更 通 知 書 平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる修繕費の金額の認定については、租税特別措置法施行令第 33 条の 7 第 11 項又は同令第 39 条の 85 第 11 項の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、修繕費の金額を下記のとおり変更します。 変更後の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。 記 <table><tr><td colspan="2">変更の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">変 更 の 対 象</td><td rowspan="2">変 更 後 の 金 額</td></tr><tr><td colspan="2">資 産 の 種 類 又 は 名 称</td></tr><tr><td>修 繕 費 の 金 額</td><td colspan="2"></td><td>円</td></tr><tr><td colspan="4">(処分の理由)</td></tr></table> この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。	変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		区 分	変 更 の 対 象		変 更 後 の 金 額	資 産 の 種 類 又 は 名 称		修 繕 費 の 金 額			円	(処分の理由)			
変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等																																				
区 分	変 更 の 対 象		変 更 後 の 金 額																																			
	資 産 の 種 類 又 は 名 称																																					
修 繕 費 の 金 額			円																																			
(処分の理由)																																						
変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等																																				
区 分	変 更 の 対 象		変 更 後 の 金 額																																			
	資 産 の 種 類 又 は 名 称																																					
修 繕 費 の 金 額			円																																			
(処分の理由)																																						
26.06 改正		25.06 改正																																				

（規格 A 4）

（規格 A 4）

改正後

(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

※整理番号

※通ガルー整理番号

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※税務署受付印

平成 年 月 日

法 人 名 等

納 税 地

電話() ー

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

業

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠 損 事 業 年 度

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

還付所得事業年度

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

区

分

請 求 金 額

※ 金 額

欠損事業
年度の欠
損金額

欠 損 金 額

(1)

同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額

(2)

還付所得
事業年度
の所得金
額

所 得 金 額

(3)

既に欠損金の繰戻しを行った金額

(4)

差 引 所 得 金 額 ((3) - (4))

(5)

還付所得
事業年度
の法人税
額

納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額

(6)

仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額

(7)

控 除 税 額

(8)

使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額

(9)

課税土地譲渡利益金額に対する税額

(10)

連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額

(11)

法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))

(12)

既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額

(13)

差 引 法 人 税 額 ((12) - (13))

(14)

還 付 金 額 ((14) × (2) / (5))

(15)

請 求 期 限

平成 年 月 日

確定申告書提出年月日

平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号
3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
郵便局名等

この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細

税 理 士 署 名 押 印

※税務署
処理欄

部門

決算
期

業種
番号

整理
簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認
印

26.06 改正

改正前

(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

※整理番号

※通ガルー整理番号

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※税務署受付印

平成 年 月 日

法 人 名 等

納 税 地

電話() ー

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

業

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠 損 事 業 年 度

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

還付所得事業年度

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

区

分

請 求 金 額

※ 金 額

欠損事業
年度の欠
損金額

欠 損 金 額

(1)

同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額

(2)

還付所得
事業年度
の所得金
額

所 得 金 額

(3)

既に欠損金の繰戻しを行った金額

(4)

差 引 所 得 金 額 ((3) - (4))

(5)

還付所得
事業年度
の法人税
額

納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額

(6)

仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額

(7)

控 除 税 額

(8)

使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額

(9)

課税土地譲渡利益金額に対する税額

(10)

連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額

(11)

法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))

(12)

既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額

(13)

差 引 法 人 税 額 ((12) - (13))

(14)

還 付 金 額 ((14) × (2) / (5))

(15)

請 求 期 限

平成 年 月 日

確定申告書提出年月日

平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号
3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
郵便局名等

この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細

税 理 士 署 名 押 印

※税務署
処理欄

部門

決算
期

業種
番号

整理
簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認
印

25.12 改正

(規格A4)

(法1342)

改 正 後	改 正 前
(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書) 欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用) 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。 ① 次のイからニに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13） イ 普通法人のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて、(i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人、(ii) 法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人、(iii) 相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。） ロ 公益法人等又は協同組合等 ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合 ニ 人格のない社団等 ② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法 66 条の 13、平 22 法律第六号改正法附則 93） ③ 租税特別措置法第 42 条の 4 第 6 項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成 21 年改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 24 第 1 項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後 5 年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度(平成 21 年 2 月 1 日前に終了した事業年度に限る。)において生じた欠損金額（平成 21 年改正前の租税特別措置法第 66 条の 13） (2) 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解 散（適格合併による解散を除く。） ロ 事業の全部の譲渡 ハ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始 ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。） ホ 再生手続開始の決定 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。 (1) 法第 80 条第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。 (2) 法第 80 条第 4 項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後 1 年以内 4 この請求書の各欄は、次により記載します。 (1) 「※」欄は、記載しないでください。 (2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄 イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。 ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 (注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。 (3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄 イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一(一)等の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。	(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書) 欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用) 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。 ① 次のイからニに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13） イ 普通法人のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて、(i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人、(ii) 法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人、(iii) 相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。） ロ 公益法人等又は協同組合等 ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合 ニ 人格のない社団等 ② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法 66 条の 13、平 22 法律第六号改正法附則 93） ③ 租税特別措置法第 42 条の 4 第 6 項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成 21 年改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 24 第 1 項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後 5 年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度(平成 21 年 2 月 1 日前に終了した事業年度に限る。)において生じた欠損金額（平成 21 年改正前の租税特別措置法第 66 条の 13） (2) 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解 散（適格合併による解散を除く。） ロ 事業の全部の譲渡 ハ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始 ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。） ホ 再生手続開始の決定 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。 (1) 法第 80 条第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。 (2) 法第 80 条第 4 項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後 1 年以内 4 この請求書の各欄は、次により記載します。 (1) 「※」欄は、記載しないでください。 (2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄 イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表 1 の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。 ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 (注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。 (3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄 イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表 1 の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

改 正 後	改 正 前
(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書) ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。 (4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄 イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。 ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25% 相当額及び外国税額の合計額を記載してください。 なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。 ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項 (使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例) の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、<u>還付所得事業年度の申告書別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄</u>の金額を記載してください。 ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額 (還付加算金は含みません。)を記載してください。 (5) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$ の算式によって計算した金額 (1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。 (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等 (該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書) ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。 (4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄 イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額 (申告書別表 1 の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額) を記載してください。 ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25% 相当額及び外国税額の合計額を記載してください。 なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。 ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項 (使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例) の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、<u>租税特別措置法第 42 条の 6 第 5 項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</u> ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額 (還付加算金は含みません。)を記載してください。 (5) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$ の算式によって計算した金額 (1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。 (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等 (該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改

正

後

(127 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

税務署受付印

適 格 分 割 等 に よ る
期 中 損 金 経 理 額 等
の 損 金 算 入 に 関 す る 届 出 書

※整理番号

※通称/法人番号

提出法人
(フリガナ)
☐ ☐ 法 人 名 等
単 連 体 結 法 親 人 法 人
平成 年 月 日
代表者氏名
代表者住所
事業種目

税務署長殿

連 結 子 法 人

届出の対象が連結子法人である場合限り記載

(フリガナ)
法 人 名 等
本店又は主たる事務所の所在地
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

※ 税 務 署 処 理 欄

整理番号
部 門
決 算 期
業種番号
整 理 簿
回 付 先
☐ 親署 ⇒ 子署
☐ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入について

法 人 税 法 第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項

法人税法施行令第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項

租税特別措置法第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項

附則 第 条第 項

の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に
係る分割承継法人等

法 人 名 等
納 税 地
代表者氏名

適 格 分 割 等 の 日 年 月 日

添 付 書 類

(その他要記載事項)

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署
処理欄

部門

決 算 期

業種
番号

整理
簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認
印

26.06改正

（規格A4）

改

正

前

(127 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

税務署受付印

適 格 分 割 等 に よ る
期 中 損 金 経 理 額 等
の 損 金 算 入 に 関 す る 届 出 書

※整理番号

※通称/法人番号

提出法人
(フリガナ)
☐ ☐ 法 人 名 等
単 連 体 結 法 親 人 法 人
平成 年 月 日
代表者氏名
代表者住所
事業種目

税務署長殿

連 結 子 法 人

届出の対象が連結子法人である場合限り記載

(フリガナ)
法 人 名 等
本店又は主たる事務所の所在地
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

※ 税 務 署 処 理 欄

整理番号
部 門
決 算 期
業種番号
整 理 簿
回 付 先
☐ 親署 ⇒ 子署
☐ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による期中損金経理額等の損金算入について

法 人 税 法 第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項

法人税法施行令第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項

租税特別措置法第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項、第 条第 項

附則 第 条第 項

の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に
係る分割承継法人等

法 人 名 等
納 税 地
代表者氏名

適 格 分 割 等 の 日 年 月 日

添 付 書 類

(その他要記載事項)

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署
処理欄

部門

決 算 期

業種
番号

整理
簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認
印

25.06改正

（規格A4）

改

正

後

(127 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第3項及び第32条第3項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第7項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限ります。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	<u>（削 除）</u>	<u>（削 除）</u>
32③	21の3		
42⑦	24の3	55の5 ⑧	21の4
44⑤	24の6	68の44⑦	22の47
45⑦	24の7	55の6 ⑧	21の5
47⑦	24の8	68の46⑦	22の48
48⑦	24の10	56 ⑪	21の7
49⑤	24の12	68の48⑩	22の49
50⑥	25	57の5 ⑬	21の12②
52⑦	25の6	68の55⑭	22の56②
53⑤	25の8	57の6 ⑨	21の13
法施行令133の2③	27の18	68の56⑩	22の57
139の4⑧	28の3	57の8 ⑪	21の14②
		68の58⑩	22の58②
※ 読み替え規定有り（法施行令 155の6①②）		58 ⑩	21の15⑦
		68の61⑨	22の59⑦

2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。

4 届出書の各欄は、次により記載してください。

（1）「提出法人」欄は、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

（2）「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

（3）本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。

（4）「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。

（5）「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

（6）「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改

正

前

(127 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物出資を除き、同法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第3項及び第32条第3項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第7項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限ります。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55 ⑩	21 ⑧
32③	21の3	68の43⑨	22の45⑥
42⑦	24の3	55の5 ⑧	21の4
44⑤	24の6	68の44⑦	22の46
45⑦	24の7	55の6 ⑧	21の5
47⑦	24の8	68の46⑦	22の47
48⑦	24の10	56 ⑪	21の7
49⑤	24の12	68の48⑩	22の49
50⑥	25	57の5 ⑬	21の12②
52⑦	25の6	68の55⑭	22の56②
53⑤	25の8	57の6 ⑨	21の13
令133の2③	27の18	68の56⑩	22の57
139の4⑧	28の3	57の8 ⑪	21の14②
		68の58⑩	22の58②
※ 読み替え規定有り（令 155の6①②）		58 ⑩	21の15⑦
		68の61⑨	22の59⑦

2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。

4 届出書の各欄は、次により記載してください。

（1）「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

（2）「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

（3）本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。

（4）「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。

（5）「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

（6）「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(132 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書)

税務署受付印

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

※整理番号

※課税/非課税

平成 年 月 日

税務署長殿

下記のとおり届け出ます。

提出法人

☐ 単体法人
法人税法第 69 条第 6 項

☐ 連結親法人
法人税法第 81 条の 15 第 6 項

適格分割等の日

平成 年 月 日

分割法人等の代表者氏名

連結子法人

(フリガナ)
法人名等

本店又は主たる事務所の所在地

(フリガナ)
代表者氏名

事業種目

※税務署処理欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

☐ 親署 ⇒ 子署

☐ 子署 ⇒ 調査課

(個別)国外所得金額

(連結)事業年度

各(連結)事業年度の国外所得金額

円

左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額

円

控除限度額又は連結控除限度個別帰属額

(連結)事業年度

区 分

各(連結)事業年度の控除限度額

円

左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額

円

(個別)控除対象外国法人税の額

(連結)事業年度

各事業年度の控除対象外国法人税の額

円

左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額

円

添付書類(各欄の金額の明細書)

税理士署名押印

※税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認印

26.06改正

(規格A4)

改正前

(132 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書)

税務署受付印

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

※整理番号

※課税/非課税

平成 年 月 日

税務署長殿

下記のとおり届け出ます。

提出法人

☐ 単体法人
法人税法第 69 条第 6 項

☐ 連結親法人
法人税法第 81 条の 15 第 6 項

適格分割等の日

平成 年 月 日

分割法人等の代表者氏名

連結子法人

(フリガナ)
法人名等

本店又は主たる事務所の所在地

(フリガナ)
代表者氏名

事業種目

※税務署処理欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

☐ 親署 ⇒ 子署

☐ 子署 ⇒ 調査課

(個別)国外所得金額

(連結)事業年度

各(連結)事業年度の国外所得金額

円

左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額

円

控除限度額又は連結控除限度個別帰属額

(連結)事業年度

区 分

各(連結)事業年度の控除限度額

円

左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額

円

(個別)控除対象外国法人税の額

(連結)事業年度

各事業年度の控除対象外国法人税の額

円

左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額

円

添付書類(各欄の金額の明細書)

税理士署名押印

※税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認印

20.06改正

(規格A4)

改正後	改正前
(132 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書) 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第 69 条第 5 項の規定の適用を受けることについて、同条第 6 項の規定により届け出る場合又は同法第 81 条の 15 第 5 項の規定の適用を受けることについて同条第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後 3 月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 146 条第 11 項又は法令第 155 条の 34 第 11 項の規定の適用がある場合には 4 月以内）に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄は、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「法人名等」「納税地」、「代表者氏名」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「国外所得金額」の各欄 イ 「事業年度」欄は、分割等前 3 年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。 ロ 「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。 ハ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。 (4) 「控除限度額又は連結控除限度個別帰属額」の各欄 イ 「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第 146 条第 6 項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 6 項《適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。 (5) 「控除対象外国法人税の額」の各欄 イ 「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第 146 条第 6 項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 6 項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。 4 この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。 5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 6 「※」欄は、記載しないでください。 7 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(132 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書) 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第 69 条第 5 項の規定の適用を受けることについて、同条第 6 項の規定により届け出る場合又は同法第 81 条の 15 第 5 項の規定の適用を受けることについて同条第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後 3 月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 145 条の 2 第 15 項又は法令第 155 条の 34 第 15 項の規定の適用がある場合には 4 月以内）に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「国外所得金額」の各欄 イ 「事業年度」欄は、分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。 ロ 「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。 ハ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。 (4) 「控除限度額」の各欄 イ 「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第 145 条の 2 第 8 項若しくは第 9 項《繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 8 項若しくは第 9 項《繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。 (5) 「控除対象外国法人税の額」の各欄 イ 「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第 145 条の 2 第 8 項若しくは第 9 項《繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 8 項若しくは第 9 項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。 4 この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。 5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 6 「※」欄は、記載しないでください。 7 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改
正
後

(133 適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

平成 年 月 日

税務署長殿

提出法人 (フリガナ)

☐ 法人名等

単連体結納税地 〒

電話() -

(フリガナ)

代表者氏名 ㊟

代表者住所 〒

事業種目 業

※整理番号

※電話グループ番号

連子法人

(フリガナ)

法人名等

本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署)

電話() -

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所 〒

事業種目 業

※税務署処理欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先 ☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について

租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。)

第64条第10項(措置法第64条の2第15項において準用する場合を含みます。)

第68条の70第9項(措置法第68条の71第16項において準用する場合を含みます。)

第65条第6項・第68条の72第6項

第64条の2第3項・第68条の71第4項

により下記のとおり届出を行い、また、

措置法施行令

第39条第31項・第39条の99第17項

第39条の2第9項・第39条の100第8項

の規定により、書類の提出を行います。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日	年 月 日	
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日	年 月 日	
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類		
補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額		円
交換取得資産の価額		円
代替資産又は	種類	
	構造	
交換取得資産	規模	
	取得(予定)日	年 月 日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細(別表等)		
(その他参考となるべき事項)		
提出書類(証明書等)		

税理士署名押印

㊟

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認印
---------	----	-----	------	-----	----	-------	-----	-----

26.06改正

(規格A4)

改		正		前					
(133 適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)									
適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書				※整理番号					
				※龍ノ門印刷					
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		提出人	(フリガナ)						
		☐ 単連 ☐ 法人 ☐ 親 ☐ 子 ☐ 人	法人名等						
			納税地	〒					
			(フリガナ)						
			代表者氏名						
		代表者住所	〒						
		事業種目	業						
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号					
	法人名等			部 門					
	本店又は主たる事務所の所在地			決 算 期					
	(フリガナ)			業 種 番 号					
	代表者氏名			整 理 簿					
	代表者住所			回 付 先	☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課				
事業種目		業							
適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について									
租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。) 第64条第10項(措置法第64条の2第14項において準用する場合を含みます。) 第68条の70第9項(措置法第68条の71第15項において準用する場合を含みます。) 第65条第6項・第68条の72第6項 第64条の2第3項・第68条の71第4項 }									
により下記のとおり届出を行い、また、 措置法施行令 第39条第31項・第39条の99第17項 の規定により、書類の提出を行います。 第39条の2第9項・第39条の100第8項									
記									
適格分割等に係る分割承継法人等		法人名等							
		納税地							
		代表者氏名							
適格分割等の日		年 月 日							
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日		年 月 日							
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類									
補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額		円							
交換取得資産の価額		円							
代替資産又は	種類								
	構造								
交換取得資産	規模								
	取得(予定)日	年 月 日							
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円							
添付明細(別表等)									
(その他参考となるべき事項)									
提出書類(証明書等)									
税理士署名押印		㊟							
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認印	

(規格A4)

改 正 後	改 正 前																								
(133 適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第64条の2第2項及び第68条の71第3項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。)を行う場合において、措置法等の下記の規定にもとづき、収用等又は収用換地等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。 <table><tr><th></th><th>根 拠 条 文</th><th>届 出 根 拠 条 文</th></tr><tr><td>(1) 収用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額</td><td>措置法第64条第8項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68の71第9項)</td><td>措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第15項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第16項)</td></tr><tr><td>(2) 収用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額</td><td>措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項</td><td>措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項</td></tr><tr><td>(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定</td><td>措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項</td><td>措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項</td></tr></table> 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記1の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、上記1の根拠条文に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第64条第1項・同法第68条の70第1項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する収用等のあった日又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。 (6) 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する収用換地等により譲渡した資産の種類を記載してください。 (7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第64条第8項・第68条の70第7項、第64条の2第8項・第68条の71第9項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。 (8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第65条第1項・第68条の72第1項に規定する交換取得資産の価額を記載する。 (9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第64条第1項・第68条の70第1項に規定する代替資産若しくは第65条第5項・第68条の72第5項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第22条の2第9項第6号・<u>第22条の64第8項第7号</u>に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。 (10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第64条第8項(第64条の2第8項において準用する場合を含みます。)*第68条の70第7項(第68条の71第9項において準用する場合を含みます。)*又は第65条第5項・第68条の72第5項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第64条の2第2項・第68条の71第3項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (12) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条第31項・第39条の99第17項又は第39条の2第9項・第39条の100第8項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (14) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。		根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文	(1) 収用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第8項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68の71第9項)	措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第15項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第16項)	(2) 収用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項	措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項	(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項	措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項	(133 適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第64条の2第2項及び第68条の71第3項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。)を行う場合において、措置法等の下記の規定にもとづき、収用等又は収用換地等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。 <table><tr><th></th><th>根 拠 条 文</th><th>届 出 根 拠 条 文</th></tr><tr><td>(1) 収用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額</td><td>措置法第64条第8項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68の71第9項)</td><td>措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第14項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第15項)</td></tr><tr><td>(2) 収用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額</td><td>措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項</td><td>措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項</td></tr><tr><td>(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定</td><td>措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項</td><td>措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項</td></tr></table> 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記1の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、上記1の根拠条文に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第64条第1項・同法第68条の70第1項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する収用等のあった日又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。 (6) 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する収用換地等により譲渡した資産の種類を記載してください。 (7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第64条第8項・第68条の70第7項、第64条の2第8項・第68条の71第9項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。 (8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第65条第1項・第68条の72第1項に規定する交換取得資産の価額を記載する。 (9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第64条第1項・第68条の70第1項に規定する代替資産若しくは第65条第5項・第68条の72第5項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第22条の2第9項第6号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。 (10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第64条第8項(第64条の2第8項において準用する場合を含みます。)*第68条の70第7項(第68条の71第9項において準用する場合を含みます。)*又は第65条第5項・第68条の72第5項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第64条の2第2項・第68条の71第3項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (12) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条第31項・第39条の99第17項又は第39条の2第9項・第39条の100第8項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (14) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。		根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文	(1) 収用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第8項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68の71第9項)	措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第14項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第15項)	(2) 収用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項	措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項	(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項	措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項
	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文																							
(1) 収用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第8項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68の71第9項)	措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第15項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第16項)																							
(2) 収用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項	措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項																							
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項	措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項																							
	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文																							
(1) 収用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第8項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68の71第9項)	措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第14項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第15項)																							
(2) 収用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項	措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項																							
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項	措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項																							

改																				正																				後																			
(135 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)																																																											
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																				提出法人		(フリガナ)																		※整理番号																			
																				☐☐ 単連体結法親法人		法人名等																				※経年・簿記																	
																						納税地		〒																		電話() -																	
																						(フリガナ)		代表者氏名																		〒		業															
代表者住所		〒																																																									
事業種目																																																											
連 結 子 法 人		(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄																		整理番号																																					
		法人名等																				部 門																																					
		本店又は主たる事務所の所在地																				決 算 期																																					
		(フリガナ)																				業種番号																																					
		代表者氏名																				整 理 簿																																					
		代表者住所																				〒																																					
事業種目		業																		回 付 先		☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																																					
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 第65条の8第5項 第68条の79第6項 又は 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国 第21条第5項 第26条の6第6項 の規定により下記のとおり届け出ます。																																																											
記																																																											
適格分割等に係る 分割承継法人等		適 格 分 割 等		適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資																																																							
		法 人 名 等																																																									
		納 税 地																																																									
適 格 分 割 等 の 年 月 日		代 表 者 氏 名																																																									
分割承継法人等 に引き継ぐ特別勘定の金額		円																																																									
分割承継法人等 に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円																																																									
特別勘定等の金額又は 期中特別勘定の金額 に係る譲渡資産		種 類																																																									
		所 在 地																																																									
		規模(土地の場合は面積)																																																									
		譲 渡 年 月 日		年 月 日																																																							
取得する見込み である資産		種 類 及 び 構 造																																																									
		所 在 地																																																									
		規模(土地の場合は面積)																																																									
		取 得 予 定 日		年 月 日																																																							
適用を受けることとしている表の各号の区分 (その他参考となるべき事項)		号																																																									
税 理 士 署 名 押 印		㊞																																																									
※税務署 処理欄		部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印		年 月 日		確認 印																																											
26.06改正																																																											

改																				正																				前																			
(135 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)																																																											
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																				提出法人		(フリガナ)																		※整理番号																			
																				☐☐ 単連体結法親法人		法人名等																				※経年・簿記																	
																						納税地		〒																		電話() -																	
																						(フリガナ)		代表者氏名																		〒		業															
代表者住所		〒																																																									
事業種目																																																											
連 結 子 法 人		(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄																		整理番号																																					
		法人名等																				部 門																																					
		本店又は主たる事務所の所在地																				決 算 期																																					
		(フリガナ)																				業種番号																																					
		代表者氏名																				整 理 簿																																					
		代表者住所																				〒																																					
事業種目		業																		回 付 先		☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																																					
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 第65条の8第5項 第68条の79第6項 又は 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国 第21条第5項 第26条の6第6項 の規定により下記のとおり届け出ます。																																																											
記																																																											
適格分割等に係る 分割承継法人等		適 格 分 割 等		適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資																																																							
		法 人 名 等																																																									
		納 税 地																																																									
適 格 分 割 等 の 年 月 日		代 表 者 氏 名																																																									
分割承継法人等 に引き継ぐ特別勘定の金額		円																																																									
分割承継法人等 に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円																																																									
特別勘定等の金額又は 期中特別勘定の金額 に係る譲渡資産		種 類																																																									
		所 在 地																																																									
		規模(土地の場合は面積)																																																									
		譲 渡 年 月 日		年 月 日																																																							
取得する見込み である資産		種 類 及 び 構 造																																																									
		所 在 地																																																									
		規模(土地の場合は面積)																																																									
		取 得 予 定 日		年 月 日																																																							
適用を受けることとしている表の各号の区分 (その他参考となるべき事項)		号																																																									
税 理 士 署 名 押 印		㊞																																																									
※税務署 処理欄		部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印		年 月 日		確認 印																																											
23.12改正																																																											

改正後	改正前
(135 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書) 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡に係る特別勘定を金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第5項・第68条の79第6項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第21条第5項・第26条の6第6項の規定により届け出る場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号又は震災特例法第21条第4項第2号若しくは同項第3号・第26条の6第5項第2号若しくは同項第3号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。 (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号又は震災特例法第21条第4項第2号若しくは同項第3号・第26条の6第5項第2号若しくは同項第3号に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号に規定する特別勘定金額あるいは震災特例法第21条第4項・第26条の6第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号又は同項第3号に規定する特別勘定金額を記載してください。 (6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号に規定する期中特別勘定金額又は震災特例法第21条第4項・第26条の6第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第3号に規定する期中特別勘定金額を記載してください。 (7) 「特別勘定金額又は期中特別勘定金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定金額又は期中特別勘定金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等）にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。 (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法の規定の適用を受ける場合における措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の第1号から第9号までの下欄に掲げる資産及び震災特例法の規定の適用を受ける場合における資産については種類、構造、所在地及び規模（土地等）にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。 (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表又は震災特例法第20条第1項の表・第26条の5第1項の表の各号の区分を記載してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(135 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定金額の引継ぎに関する届出書) 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第5項・第68条の79第6項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第21条第5項・第26条の6第6項の規定により届け出る場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号又は震災特例法第21条第4項第2号若しくは同項第3号・第26条の6第5項第2号若しくは同項第3号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。 (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号又は震災特例法第21条第4項第2号若しくは同項第3号・第26条の6第5項第2号若しくは同項第3号に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号に規定する特別勘定金額あるいは震災特例法第21条第4項・第26条の6第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号又は同項第3号に規定する特別勘定金額を記載してください。 (6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号に規定する期中特別勘定金額又は震災特例法第21条第4項・第26条の6第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第3号に規定する期中特別勘定金額を記載してください。 (7) 「特別勘定金額又は期中特別勘定金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定金額又は期中特別勘定金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等）にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。 (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法の規定の適用を受ける場合における措置法第65条の7第1項の表の第1号から第10号までの下欄に掲げる資産及び震災特例法の規定の適用を受ける場合における資産については種類、構造、所在地、及び規模（土地等）にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。 (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表又は震災特例法第20条第1項の表・第26条の5第1項の表の各号の区分を記載してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改

正

後

(138 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号

※課税/非課税

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

届出法人 (フリガナ)

☐ 法人名等

単連

体結

法親人

法人

納税地

代表者氏名

代表者住所

事業種目

〒

電話()

〒

業

連

届出対象が連帯法である場合限り記載

結

子

法

人

(フリガナ)

法人名等

本店又は主たる事務所の所在地

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所

事業種目

※

税務署

処

理

欄

整理番号

部 門

決 算 期

業種番号

整 理 簿

回 付 先

☐ 親署 ⇒ 子署

☐ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について

租税特別措置法 (以下 甲欄記載) といひます。 第 65 条の 7 第 11 項 (措置法第 65 条の 8 第 16 項において準用する場合を含みます。)

第 68 条の 78 第 11 項 (措置法第 68 条の 79 第 17 項において準用する場合を含みます。)

若しくは

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といひます。)

第 20 条第 9 項 (震災特例法第 21 条第 15 項において準用する場合を含みます。)

第 26 条の 5 第 9 項 (震災特例法第 26 条の 6 第 16 項において準用する場合を含みます。)

により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、

措置法 第 65 条の 8 第 3 項

又は、震災特例法 第 21 条第 3 項

第 68 条の 79 第 4 項

第 26 条の 6 第 4 項

により下記のとおり届け出を行い、

措置法施行令 第 39 条の 7 第 45 項

又は、震災特例法施行令 第 18 条第 39 項

第 39 条の 106 第 39 項

第 21 条の 5 第 39 項

により書類の提出を行います。

適 格 分 割 等 に

法 人 名 等

係 る 分 割 承 継 法 人 等

納 税 地

代 表 者 氏 名

適 格 分 割 等 の 日

種 類

所 在 地

規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)

譲 渡 年 月 日

年 月 日

買 取 得 資 産 又 は 買 取 得 資 産 又 は 買 取 得 資 産 又 は 買 取 得 資 産

種 類

構 造

所 在 地

規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)

取 得 (予 定) 日

年 月 日

表 の 各 号 の 該 当 区 分

減額した金額又は期中特別勘定の金額 円

添 付 明 細 (別 表 等)

そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項

提 出 書 類 (証 明 書 等)

税 理 士 署 名 押 印

㊞

※税務署

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

備 考

通 信 日 付 印

年 月 日

確 認 印

26.06 改正

改

正

前

(138 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号

※課税/非課税

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

届出法人 (フリガナ)

☐ 法人名等

単連

体結

法親人

法人

納税地

代表者氏名

代表者住所

事業種目

〒

電話()

〒

業

連

届出対象が連帯法である場合限り記載

結

子

法

人

(フリガナ)

法人名等

本店又は主たる事務所の所在地

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所

事業種目

※

税務署

処

理

欄

整理番号

部 門

決 算 期

業種番号

整 理 簿

回 付 先

☐ 親署 ⇒ 子署

☐ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について

租税特別措置法 (以下 甲欄記載) といひます。 第 65 条の 7 第 11 項 (措置法第 65 条の 8 第 15 項において準用する場合を含みます。)

第 68 条の 78 第 11 項 (措置法第 68 条の 79 第 16 項において準用する場合を含みます。)

若しくは

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といひます。)

第 20 条第 9 項 (震災特例法第 21 条第 15 項において準用する場合を含みます。)

第 26 条の 5 第 9 項 (震災特例法第 26 条の 6 第 16 項において準用する場合を含みます。)

により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、

措置法 第 65 条の 8 第 3 項

又は、震災特例法 第 21 条第 3 項

第 68 条の 79 第 4 項

第 26 条の 6 第 4 項

により下記のとおり届け出を行い、

措置法施行令 第 39 条の 7 第 44 項

又は、震災特例法施行令 第 18 条第 39 項

第 39 条の 106 第 39 項

第 21 条の 5 第 39 項

により書類の提出を行います。

適 格 分 割 等 に

法 人 名 等

係 る 分 割 承 継 法 人 等

納 税 地

代 表 者 氏 名

適 格 分 割 等 の 日

種 類

所 在 地

規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)

譲 渡 年 月 日

年 月 日

買 取 得 資 産 又 は 買 取 得 資 産 又 は 買 取 得 資 産 又 は 買 取 得 資 産

種 類

構 造

所 在 地

規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)

取 得 (予 定) 日

年 月 日

表 の 各 号 の 該 当 区 分

減額した金額又は期中特別勘定の金額 円

添 付 明 細 (別 表 等)

そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項

提 出 書 類 (証 明 書 等)

税 理 士 署 名 押 印

㊞

※税務署

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

備 考

通 信 日 付 印

年 月 日

確 認 印

23.12 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前																		
(138 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第45項・第39条の106第39項の規定又は震災特例法施行令第18条第39項・第21条の5第39項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。 <table><thead><tr><th></th><th>根拠条文</th><th>届出根拠条文</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出</td><td>措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項) 震災特例法第26条の5第7項 (震災特例法第26条の6第9項)</td><td>措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第16項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第17項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項) 震災特例法第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項)</td></tr><tr><td>(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出</td><td>措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項 震災特例法第26条の6第3項</td><td>措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項 震災特例法第26条の6第4項</td></tr></tbody></table> 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付するとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項若しくは震災特例法第20条第7項・同法第26条の5第7項、同法第21条第8項・同法第26条の6第9項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項・同法第26条の5第7項、同法第21条第8項・同法第26条の6第9項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。 (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の第1号から第9号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。) また、「表の各号の該当区分」欄は、取得をする見込みである資産について適用を受けることとしての措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表又は震災特例法第20条第1項の表・第26条の5第1項の表の各号の区分を記載してください。 (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項(措置法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。)*同法第68条の78第9項(同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。)*又は震災特例法第20条第7項(震災特例法第21条第8項において準用する場合を含みます。)*・同法第26条の5第7項(同法第26条の6第9項において準用する場合を含みます。)*の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。 (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (9) 「提出書類(証明書等)」欄は措置法施行令第39条の7第45項・同令第39条の106第39項又は震災特例法施行令第18条第39項・同令第21条の5第39項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。		根拠条文	届出根拠条文	(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項) 震災特例法第26条の5第7項 (震災特例法第26条の6第9項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第16項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第17項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項) 震災特例法第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項)	(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項 震災特例法第26条の6第3項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項 震災特例法第26条の6第4項	(138 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第56項・第39条の106第46項の規定又は震災特例法施行令第18条第39項・第21条の5第39項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。 <table><thead><tr><th></th><th>根拠条文</th><th>届出根拠条文</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出</td><td>措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項) 震災特例法第26条の5第7項 (震災特例法第26条の6第9項)</td><td>措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項) 震災特例法第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項)</td></tr><tr><td>(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出</td><td>措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項 震災特例法第26条の6第3項</td><td>措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項 震災特例法第26条の6第4項</td></tr></tbody></table> 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付するとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項若しくは震災特例法第20条第7項・同法第26条の5第7項、同法第21条第8項・同法第26条の6第9項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項・同法第26条の5第7項、同法第21条第8項・同法第26条の6第9項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。 (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が表の第1号から第10号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。) (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項(措置法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。)*同法第68条の78第9項(同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。)*又は震災特例法第20条第7項(震災特例法第21条第8項において準用する場合を含みます。)*・同法第26条の5第7項(同法第26条の6第9項において準用する場合を含みます。)*の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。 (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (9) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の7第44項・同令第39条の106第39項又は震災特例法施行令第18条第39項・同令第21条の5第39項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。		根拠条文	届出根拠条文	(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項) 震災特例法第26条の5第7項 (震災特例法第26条の6第9項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項) 震災特例法第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項)	(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項 震災特例法第26条の6第3項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項 震災特例法第26条の6第4項
	根拠条文	届出根拠条文																	
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項) 震災特例法第26条の5第7項 (震災特例法第26条の6第9項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第16項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第17項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項) 震災特例法第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項)																	
(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項 震災特例法第26条の6第3項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項 震災特例法第26条の6第4項																	
	根拠条文	届出根拠条文																	
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項) 震災特例法第26条の5第7項 (震災特例法第26条の6第9項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項) 震災特例法第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項)																	
(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項 震災特例法第26条の6第3項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項 震災特例法第26条の6第4項																	

改 正 後																	
(140 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)																	
※整理番号 ※継承/承継等																	
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 提出法人 (フリガナ) ☐☐ 法 人 名 等 単 連 体 結 法 親 人 法 人 納 税 地 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業																	
連 結 子 法 人 (フリガナ) 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業 ※ 税 務 署 処 理 欄 整 理 番 号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 ☐ 親 署 ⇒ 子 署 ☐ 子 署 ⇒ 調 査 課																	
適格分割等を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は宅地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法（第65条の11第6項第68条の82第6項）若しくは、（第65条の12第15項又は同条第4項第68条の83第16項又は同条第5項）及び、 租税特別措置法施行令（第39条の9第18項第39条の108第20項）により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記																	
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等 法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名 適 格 分 割 等 の 日 年 月 日																	
交換譲渡資産等又は交換取得資産等 種 類 所 在 地 規 模 譲 渡 年 月 日 年 月 日																	
交換取得資産等 所 在 地 規 模 取得年月日又は譲受け(予定)年月日 年 月 日 年 月 日																	
減額した金額又は期中特別勘定の金額 円																	
添 付 明 細 (別 表 等) そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 提 出 書 類 (証 明 書 等)																	
税 理 士 署 名 押 印 ㊞																	
※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 整理簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認印																	
26.06改正																	

改 正 前																	
(140 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)																	
※整理番号 ※継承/承継等																	
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 提出法人 (フリガナ) ☐☐ 法 人 名 等 単 連 体 結 法 親 人 法 人 納 税 地 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業																	
連 結 子 法 人 (フリガナ) 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業 ※ 税 務 署 処 理 欄 整 理 番 号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 ☐ 親 署 ⇒ 子 署 ☐ 子 署 ⇒ 調 査 課																	
適格分割等を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は宅地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法（第65条の11第6項第68条の82第6項）若しくは、（第65条の12第15項又は同条第4項第68条の83第16項又は同条第5項）及び、 租税特別措置法施行令（第39条の9第18項第39条の108第20項）により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記																	
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等 法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名 適 格 分 割 等 の 日 年 月 日																	
交換譲渡資産等又は交換取得資産等 種 類 所 在 地 規 模 譲 渡 年 月 日 年 月 日																	
交換取得資産等 所 在 地 規 模 取得年月日又は譲受け(予定)年月日 年 月 日 年 月 日																	
減額した金額又は期中特別勘定の金額 円																	
添 付 明 細 (別 表 等) そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 提 出 書 類 (証 明 書 等)																	
税 理 士 署 名 押 印 ㊞																	
※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 整理簿 備考 通信日付印 年 月 日 確認印																	
22.06改正																	

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前																		
(140 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、<u>租税特別措置法</u>(以下「措置法」といいます。)第65条の12第3項及び第68条の83第4項の規定を適用する場合にあっては、<u>適格現物分配</u>を除きます。以下同じ。)を行う場合において、下記の条文に基づき、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は宅地を譲り受ける見込みであるときに期中特別勘定を設けたとき、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。 <table><tr><th></th><th>根拠条文</th><th>届出根拠条文</th></tr><tr><td>(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等</td><td>措置法第65条の11第4項 措置法第68条の82第4項</td><td>措置法第65条の11第6項 措置法第68条の82第6項</td></tr><tr><td>(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡</td><td>措置法第65条の12第9項 措置法第68条の83第10項 措置法第65条の12第3項 措置法第68条の83第4項</td><td>措置法第65条の12第15項 措置法第68条の83第16項 措置法第65条の12第4項 措置法第68条の83第5項</td></tr></table> 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の11第4項・第68条の82第4項又は<u>第65条の12第9項・第68条の83第10項・第65条の12第3項・第68条の83第4項に規定する分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。)</u>の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の11第4項・第68条の82第4項又は<u>第65条の12第9項・第68条の83第10項・第65条の12第3項・第68条の83第4項に規定する適格分割等の日</u>を記載してください。 (5) 「交換譲渡資産又は譲渡をした土地等」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 (6) 「交換取得資産等」の各欄については、措置法第65条の11第4項・第68条の82第4項に規定する交換取得資産等の所在地及び規模並びにその取得年月日、措置法第65条の12第9項・第68条の83第10項に規定する宅地の所在地及び規模並びにその譲受け年月日又は措置法施行規則第22条の9第6項第5号・第22条の71第6項第6号に規定する宅地の譲受け予定年月日を記載してください。 (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の11第4項(第65条の12第9項において準用する場合を含みます。)<u>・第68条の82第4項(第68条の83第10項において準用する場合を含みます)</u>の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第65条の12第3項・第68条の83第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (9) 「提出書類(証明書等)」欄は措置法施行令第39条の9第18項・第39条の108第20項に規定する書類を記載するとともに、当該届出書に添付してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。		根拠条文	届出根拠条文	(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第65条の11第4項 措置法第68条の82第4項	措置法第65条の11第6項 措置法第68条の82第6項	(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡	措置法第65条の12第9項 措置法第68条の83第10項 措置法第65条の12第3項 措置法第68条の83第4項	措置法第65条の12第15項 措置法第68条の83第16項 措置法第65条の12第4項 措置法第68条の83第5項	(140 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、下記の条文(以下、<u>租税特別措置法</u>を「措置法」といいます。)に基づき、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は宅地を譲り受ける見込みであるときに期中特別勘定を設けたとき、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。 <table><tr><th></th><th>根拠条文</th><th>届出根拠条文</th></tr><tr><td>(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等</td><td>措置法第65条の11第4項 措置法第68条の82第4項</td><td>措置法第65条の11第6項 措置法第68条の82第6項</td></tr><tr><td>(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等</td><td>措置法第65条の12第9項 措置法第68条の83第10項 措置法第65条の12第3項 措置法第68条の83第4項</td><td>措置法第65条の12第15項 措置法第68条の83第16項 措置法第65条の12第4項 措置法第68条の83第5項</td></tr></table> 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の11第4項・第68条の82第4項又は第65条の12第3項・第68条の83第4項に規定する分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の11第4項・第68条の82第4項又は第65条の12第3項・第68条の83第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「交換譲渡資産」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 (6) 「交換取得資産等」の各欄については、措置法施行規則第22条の9第2項第5号・<u>第22条の71第2項第6号</u>に規定する交換取得資産等の所在地及び規模並びにその取得年月日又は措置法施行規則第22条の9第6項第5号・第22条の71第6項第6号に規定する宅地の譲受け予定年月日を記載してください。 (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の11第4項・第68条の82第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第65条の12第3項・第68条の83第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (9) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の9第18項・第39条の108第20項に規定する書類を記載するとともに、当該届出書に添付してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。		根拠条文	届出根拠条文	(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第65条の11第4項 措置法第68条の82第4項	措置法第65条の11第6項 措置法第68条の82第6項	(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等	措置法第65条の12第9項 措置法第68条の83第10項 措置法第65条の12第3項 措置法第68条の83第4項	措置法第65条の12第15項 措置法第68条の83第16項 措置法第65条の12第4項 措置法第68条の83第5項
	根拠条文	届出根拠条文																	
(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第65条の11第4項 措置法第68条の82第4項	措置法第65条の11第6項 措置法第68条の82第6項																	
(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡	措置法第65条の12第9項 措置法第68条の83第10項 措置法第65条の12第3項 措置法第68条の83第4項	措置法第65条の12第15項 措置法第68条の83第16項 措置法第65条の12第4項 措置法第68条の83第5項																	
	根拠条文	届出根拠条文																	
(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第65条の11第4項 措置法第68条の82第4項	措置法第65条の11第6項 措置法第68条の82第6項																	
(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等	措置法第65条の12第9項 措置法第68条の83第10項 措置法第65条の12第3項 措置法第68条の83第4項	措置法第65条の12第15項 措置法第68条の83第16項 措置法第65条の12第4項 措置法第68条の83第5項																	

改																		正																		後																																																																							
(161 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)																																																						(161 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)																																																					
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																		提出法人		(フリガナ)		※整理番号																		※通関手・通関士																																																																			
																				法人名等																																																																																							
																				納税地																																																																																							
																				(フリガナ)																																																																																							
																				代表者氏名																																																																																							
単連体結法親人		代表者住所		業																																																																																																							
		事業種目																																																																																																									
連 結 子 法 人		(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄																		整理番号																																																																																					
		法人名等																																																																																																									
		本店又は主たる事務所の所在地																																																																																																									
		(フリガナ)																																																																																																									
		代表者氏名																																																																																																									
		代表者住所																																																																																																									
事業種目				業																																																																																																							
適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第9項・第39条の72第6項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。																																																																																																											
記																																																																																																											
適格分割等に 係る分割承継法人等		法人名等																																																																																																									
		納税地																																																																																																									
		代表者氏名																																																																																																									
適格分割等の日		年 月 日																																																																																																									
特定法人の名称																																																																																																											
(削除)																																																																																																											
積立金額		円																																																																																																									
添付明細(別表等)																																																																																																											
その他参考となるべき事項																																																																																																											
提出書類(認定書等)																																																																																																											
税理士署名押印		㊞																																																																																																									
※税務署 処理欄		部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印		年 月 日		確認 印																																																																																											
26.06改正																																																																																																											

改																		正																		前																																																																							
(161 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)																																																						(161 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)																																																					
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																		提出法人		(フリガナ)		※整理番号																		※通関手・通関士																																																																			
																				法人名等																																																																																							
																				納税地																																																																																							
																				(フリガナ)																																																																																							
																				代表者氏名																																																																																							
単連体結法親人		代表者住所		業																																																																																																							
		事業種目																																																																																																									
連 結 子 法 人		(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄																		整理番号																																																																																					
		法人名等																																																																																																									
		本店又は主たる事務所の所在地																																																																																																									
		(フリガナ)																																																																																																									
		代表者氏名																																																																																																									
		代表者住所																																																																																																									
事業種目				業																																																																																																							
適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第16項・第39条の72第9項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。																																																																																																											
記																																																																																																											
適格分割等に 係る分割承継法人等		法人名等																																																																																																									
		納税地																																																																																																									
		代表者氏名																																																																																																									
適格分割等の日		年 月 日																																																																																																									
特定法人の名称																																																																																																											
特定株式の種類																																																																																																											
積立金額		円																																																																																																									
添付明細(別表等)																																																																																																											
その他参考となるべき事項																																																																																																											
提出書類(証明書等)																																																																																																											
税理士署名押印		㊞																																																																																																									
※税務署 処理欄		部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印		年 月 日		確認 印																																																																																											
23.12改正																																																																																																											

改 正 後	改 正 前
(161 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条第2項第6号・第68条の43第2項第6号の特定株式等に移転する場合において、措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び措置法施行令第32条の2第9項・第39条の72第6項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号に掲げる法人を記載してください。 (削 除) (6) 「積立金額」欄は、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。 (7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (8) 「提出書類（認定書等）」欄は、措置法施行規則第21条第7項・第22条の45第5項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(161 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条第1項各号・第68条の43第1項各号の中欄に掲げる株式等（以下「特定株式等」といいます。）に移転する場合において、措置法第55条第10項・第68条の43第9項又は措置法施行令第32条の2第16項・第39条の72第9項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届け出及び書類の提出をする場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割の日を記載してください。 (5) 「特定法人の名称」の欄には、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号の上欄に掲げる法人を記載してください。 (6) 「特定株式の種類」の欄には、事業承継法人に移転する取得した措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号の中欄に掲げる株式等を記載してください。 (7) 「積立金額」欄には、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。 (8) 「添付書類」欄については、措置法施行規則第21条第8項第5号・第22条の45第6項第6号に規定する積み立てた金額の明細（別表）及び第21条第9項・第22条の45第7項に規定する書類（認定書等）の名称を記載してください。 (追 加) (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後															改 正 前																																												
(162 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)																														(162 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)																													
税務署受付印 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書 平成 年 月 日 税務署長殿															※整理番号																																												
															※識別バーコード																																												
															提出法人		(フリガナ)																																										
															☐ ☐ 単連体結法親人法人		法人名等																																										
																	〒 納税地																																										
																	電話() -																																										
																	(フリガナ)																																										
																	代表者氏名													㊞																													
																	代表者住所													〒																													
																	事業種目															業																											
連結子法人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)		(フリガナ)													※税務署処理欄		整理番号																																										
		法人名等															部 門																																										
		本店又は主たる事務所の所在地															決 算 期																																										
		電話() -															業種番号																																										
		(フリガナ)															整 理 簿																																										
		代表者氏名															回 付 先		☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																																								
代表者住所																																																											
事業種目															業																																												
適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条の2第5項・第68条の43の2第6項の規定により下記のとおり届出を行います。																																																											
記																																																											
適格分割等に係る分割承継法人等															法人名等																																												
															納税地																																												
															代表者氏名																																												
適格分割等の日															年 月 日																																												
投資事業有限責任組合の名称																																																											
積立金額															円																																												
添付明細(別表等)																																																											
その他参考となるべき事項																																																											
添付書類(契約書等)																																																											
税理士署名押印															㊞																																												
※税務署処理欄															部門 決算期 業種番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認印																																												

26.06

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(162 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書) 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の 損金算入に関する届出書の記載要領等 1 この届出書は、青色申告書を提出する単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条の 2 第 4 項・第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する株式の全部を適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する場合において、措置法第 55 条の 2 第 5 項・第 68 条の 43 の 2 第 6 項の規定により、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出をする場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等の日を記載してください。 (5) 「投資事業有限責任組合の名称」の欄には、措置法第 55 条の 2 第 1 項・第 68 条の 43 の 2 第 1 項に掲げる投資事業有限責任組合を記載してください。 (6) 「積立金額」欄には、措置法第 55 条の 2 第 4 項・第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額を記載してください。 (7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (8) 「添付書類（契約書等）」欄については、措置法施行規則第 21 条の 2 第 5 項・第 22 条の 46 第 5 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(162 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書) (新 設)

改

正

後

(166 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

提出法人

(フリガナ)

法人名等

単連

納税地

電話() -

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所

事業種目

業

※整理番号

※課税関係

連

(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)

(フリガナ)

法人名等

本店又は主たる事務所の所在地

電話() -

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所

事業種目

業

※税務署処理欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

親署⇒子署

子署⇒調査課

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について、

租税特別措置法施行令(第39条の7第35項第39条の106第29項)又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(第18条第29項第21条の5第29項)の規定により下記のとおり申請します。

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額

円

取得する予定の買換資産の内容

種類

構造

規模(土地等にあつてはその面積)

取得価額

取得予定年月日

円

円

円

円

・

・

・

・

・

・

(やむを得ない事情の詳細)

認定を受けようとする日

年 月 日

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印

㊞

※税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認印

26.06改正

(規格A4)

改

正

前

(165 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

提出法人

(フリガナ)

法人名等

単連

納税地

電話() -

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所

事業種目

業

※整理番号

※課税関係

連

(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)

(フリガナ)

法人名等

本店又は主たる事務所の所在地

電話() -

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所

事業種目

業

※税務署処理欄

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

回付先

親署⇒子署

子署⇒調査課

租税特別措置法施行令(第39条の7第34項第39条の106第28項)又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)施行令(第18条第29項第21条の5第29項)の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額

円

取得する予定の買換資産の内容

種類

構造

規模(土地等にあつてはその面積)

取得価額

取得予定年月日

円

円

円

円

・

・

・

・

・

・

(やむを得ない事情の詳細)

認定を受けようとする日

年 月 日

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印

㊞

※税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

通信日付印

年 月 日

確認印

23.12改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(166 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書) 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条の 7 第34項各号・第 39 条の 106 第 28 項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第 18 条第 28 項各号・第 21 条の 5 第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に措置法第 65 条の 7 第 3 項・第 68 条の 78 第 3 項、震災特例法第 20 条第 3 項・第 26 条の 5 第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の 8 第 <u>7</u> 項・第 68 条の 79 第 8 項又は震災特例法第 21 条第 <u>7</u> 項・第 26 条の 6 第 8 項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号又は震災特例法第 20 条第 1 項・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項又は震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。 (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄 イ 「種類」欄には、取得する<u>予定の買換資産</u>の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、取得する<u>予定の買換資産</u>（建物、構築物等）の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得する<u>予定の買換資産</u>の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。 ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。 (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第 20 条第 1 項の表の各号・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。 (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の 7 第34項・第 39 条の 106 第28 項又は震災特例法施行令第 18 条第 <u>28</u> 項・第 21 条の 5 第 <u>28</u> 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(165 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書) 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条の 7 第34項各号・第 39 条の 106 第27項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第 18 条第 28 項各号・第 21 条の 5 第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第 65 条の 7 第 3 項・第 68 条の 78 第 3 項、震災特例法第 20 条第 3 項・第 26 条の 5 第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の 8 第 <u>4</u> 項・第 68 条の 79 第 <u>5</u> 項又は震災特例法第 21 条第 <u>4</u> 項・第 26 条の 6 第 <u>5</u> 項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号又は震災特例法第 20 条第 1 項・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項又は震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。 (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。 ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。 (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第 20 条第 1 項の表の各号・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。 (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の 7 第34項・第 39 条の 106 第28 項又は震災特例法施行令第 18 条第 <u>29</u> 項・第 21 条の 5 第 <u>29</u> 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。